

第15回平成20年3月定例会会議録(第11号)

招集年月日 平成20年3月28日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時53分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	副町長	堀口卓也
教育長	垣内均	代表監査委員	足立正人
教育委員長	白杉直久	総務課長	大下修
商工観光課長	太田明	企画財政課長	吉田伸吾
農林課長	浪江学	岩滝地域振興課長	小林哲也
教育推進課長	土田清司	野田川地域振興課長	平野勝彦
教育次長	鈴木雅之	加悦地域振興長	和田茂
下水道課長	小西忠一	税務課長	日高勝典
水道課長	芋田政志	住民環境課長	藤原清隆
保健課長	佐賀義之	会計室長	金谷肇
福祉課長	岡田康利	建設課長	山崎信之

5. 議事日程

- | | | | |
|---------|---------------------|---|----------------|
| 日程第 1 | 議案第 4 3 号 | 平成 2 0 年度与謝野町簡易水道特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 2 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 0 年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 3 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 0 年度与謝野町下水道特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 4 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 0 年度与謝野町農業集落排水特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 5 | 議案第 4 7 号 | 平成 2 0 年度与謝野町介護保険特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 6 | 議案第 4 8 号 | 平成 2 0 年度与謝野町土地取得特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 7 | 議案第 4 9 号 | 平成 2 0 年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 8 | 議案第 5 0 号 | 平成 2 0 年度与謝野町国民健康保険特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 9 | 議案第 5 1 号 | 平成 2 0 年度与謝野町老人保健特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 2 号 | 平成 2 0 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 3 号 | 平成 2 0 年度与謝野町財産区特別会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 0 年度与謝野町水道事業会計予算 | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 3 | 請願第 1 号 | 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、
教育諸条件の整備・充実を求める請願書 | (委員長報告 ~ 表決) |
| 日程第 1 4 | 発議第 1 号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について | (提案 ~ 表決) |
| 日程第 1 5 | 閉会中の継続審査 (調査) 申出書 | | |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 皆さん、おはようございます。

本定例会、大変長い定例会でございましたけれども、いよいよ本日、最終日となりました。ひとつどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

なお、赤松議員が5分ばかり遅刻旨、申し出がありましたので、報告をいたしておきます。

本日、午前中は収録ができない旨、申し出がありましたので、その旨、ご報告申し上げておきたいと思ひます。どうぞ、ご了承願ひたいと思ひます。

昨年もそのようなことでございましたけれども、何か各地方でいろんな催しがあり、その収録があつてですね、議会の方に入れんそうでございますので、あしからずご了解のほどお願ひ申し上げます。

わかりました。ライブは入っております。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従ひ進めたいと思ひます。

日程に入る前に、25日の服部議員の質疑に対しての、教育次長の答弁に一部訂正がございますので、許可をいたします。

鈴木教育次長。

教育次長(鈴木雅之) おはようございます。

貴重なお時間を拝借しまして申しわけございません。

去る3月25日の審議の中で、服部議員さんと私との審議の中でございますが、萩本設計事務所の資格がないというふうにご教育次長は昨日言つたと、私の方は、その後いろいろと、その私の方の答弁をさせていただいておつたわけですが、最終的にその場で、後ほど議事録を確認してみますということで、その場は答弁させていただいておりました。

その後、議事録のテープの方を事務局の方からお借りをしまして、そのテープを確認をいたしましたところ、資格をお持ちでないとして受けておつたというふうにご私の方が不適切な答弁をしておりましたので、この場をお借りし訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

議長(糸井満雄) それでは、日程第1 議案第43号 平成20年度与謝野町簡易水道特別会計予算を議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

なお、特別会計の質疑の方法は、1回10分で2回まで質疑ができることになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑を受けたいと思ひます。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) おはようございます。

それでは、簡易水道特別会計の予算案について、質疑をさせていただきたいと思ひます。ご承知のようにと申ひますが、提示された関係資料と申ひますかね、議案の関連資料の中でも

出ておりましたが、簡易水道自体がですね、平成27年までで、28年からは上水道会計になると、いわゆる水道会計になるということが示されていました。

この点は、まず確認なんですけど、どういう理由というんか、なのかという点をお伺いしていきたいと思っています。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） おはようございます。

伊藤議員のご質問でありますけど、上水道に移行するということなんですけど、国の施策といいますか、補助金のカットということがありまして、統合事業をしなければ補助金がいただけないというようになりましたので、与謝野町につきましても、やはりまだ老朽した箇所がかなりありますので、補助金をいただいて整備をしたいと思っておりますし、国庫補助事業で、その老朽した箇所を直していくのが一番有利になりますので、27年度まで国庫補助金をいただきながら改良を進めて、28年度には上水道に統合をしたいということになります。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 理由というのが、もうちょっと国の補助金カット、一般であったわけですが、その点は大きなどうも流れといいますか、国の制度自身がそういう方向に進めようとしているということのようですが、もう1点はですね、どうも聞いていますと、一部、例外的なのか、特別の事情を考慮してなのか、一部そういう簡易水道のような形で残すというふうな話も聞いたんですが、それいかがですか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長

水道課長（芋田政志） 与謝野町のことで、一部に。

7番（伊藤幸男） いやいや、全国的に見たときに。

水道課長（芋田政志） 全国的に見ますと、一部簡易水道を残す、国庫補助事業も受けれるというのは、かなり過疎地域でありまして、浄水場と浄水場の距離がかなり離れている、与謝野町には該当しないところが、まだ生き延びれるのか、まだ整備が必要だということで国の方も認めておるようでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 何でもかんでもこの間ね、非常にこういう形でかなり削減をしてくるというか、非常に事業そのものが困難で、その中で、本町のように旧加悦でいえば非常に山奥までね、かなりやっているところまで、機械的にですね、金がないからという理由なんでしょう。カットするのは非常に納得ができないわけですが、町側としても非常にね、旧町の時代からですが、簡易水道については非常に努力をして、担当課の方でも非常に必死の努力をして、その結果ね、やっぱり値段安く、それでいい水を確保しようという努力をしてきたわけで、その点では非常に私は憤慨を感じているところです。

私はちょっと、この点で皆さんもこの間、お感じになっている点なんですけど、そこを共有する意味で、ちょっと述べておきたいというふうに思っているんですね。

ご存じのように、この間、今回の議会で一般会計の中でも、いろいろと財政に対するカット、カットが非常に目立ったというふうに思っています。まさに削減が先にあると、財政削減が先にあるんだという感じだと思います。

私、この考え方もね、財政法からいっても、いうたら考えられない大義のないもんだというふうに思っています、政府自身がほんまにそれほどね、本気できちっと自分らも身ぎれいにして、むだがないのかということ、そうではないと、この間、マスコミでも報道されてるようにね、私が言うまでもなく、もういろいろと起きているわけですよ、むだ遣いや、ひどいシステムと言いますかね、構造的なものがまだまだ残っていると。それを簡単に言えば、どう言いますか、例で言えばね、天下りで億に近いような金を二度も三度ももらうようなシステムを残したり、それから一方で、むだな事業で、道路問題で大きな問題になってましたが、例えば、金がないない言いながら、こうですよ。港湾までの距離が10分以内でなかったらだめだというんでね、現在12分、18分、この区間で7本もそれを解消しようとするんでしょう。7本か8本がありましたよ。何でそんなね、数分違いのことに金をまたね、膨大な金をかけるのかと、もう全くこの感覚わからないと。

それから言い出したら切りがありませんがね、国会議員の、例えば、年金ですよ、年金だってあれほど問題になったでしょう。なったのに何一つ変わらないと、私はね、こういう国の姿勢自身が非常に問題だというふうに思っているんですね。

そこで、余りこういう話をするとブーイングがまた出ますので、要点はですよ、そうでしょう。議会ですっと明らかになってきたじゃないですか。だから、だから私はね、この際言いたいんです。こういう感覚が、もう完全におくれていると、国の感覚が、そういう中で、こういうことがまた起きるといわけですから、改めてね、担当課としてはどう考えているかという点をお伺いしておきたいと思っています。もし担当課で答えられないのであれば、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 水道担当をいたします課としましては、やはりもう少し、老朽した箇所がかなりありますので、補助金をいただきながら安心・安全な水を供給していきたいとは思っておりますが、昨今の、この国の状況から見まして、そういうような流れになってきておりますので、それに従いながら、やはり水道の方も流れに沿って、事業を展開していかなければならないと思っておりますし、長くそういう補助金が受けられるなら、もうちょっと伸ばしながら財政のことも考えながらやれたらいいなとは思っておりますが、現在、そういう形になっておりますので、仕方ないん違うかなと私は思っております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 仕方ないなんていうのは、大体、おかしいよ。そんなんは。

やっぱり、せめて担当課としてはね、府や国の担当者は直接来ないでしょうけども、やっぱりね、言うべきときにはね、言わないとだめですよ。それはね、この間も言いましたようにね、やっぱり町を守りたいと、町民の暮らしを守ろうというね、あなた方が最前線にいるんだから、そういう立場はね、きちっとしてほしいと。

ではもう一つね、ブーイングが出るかもしれないけども、国の借金は今、幾らありますか。あれ全部自分らのむだ遣いですよ、そうでしょう。地方に皆さんに配分した結果、赤字になったんじゃないですよ。そんなことはもうどんな評論家でもはっきりしてますよ。その年間10倍も当たるような借金を自分らでこさえてって、そのツケ回しでしょう。そのことをね、みずからちゃ

んと整理をしてね、やろいう姿勢になってない。それどころかね、地方が一生懸命これほど削られながらね、町民の皆さんに、また住民の皆さんに少しでもいいことをしようとしたらペナルティーかけるでしょう。これ問題になりましたよね。例の子供の医療の問題だってそうだし、国保を引き下げるんだってペナルティーでしょう。前時代的な感覚ですよ。だから、この点で町長、ペナルティーまでかけられるんですよ。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員、伊藤議員もうあんまり。

7 番（伊藤幸男） いいことしようと思えば、終わります。

ペナルティーかけるんです。だからね、そういうこと自身に、非常に私は違和感を持っています。違和感どころの話じゃない、怒りを覚えています。

議 長（糸井満雄） 本題に入ってください。

7 番（伊藤幸男） 議案が、関係があるでしょう、だから言っているんです。

議 長（糸井満雄） それはわかりますけども、43号を審議しておりますので。

7 番（伊藤幸男） 43号の関連で質問しているんです。こんなことが連続で許されたら困るんです。町長、見解を。

議 長（糸井満雄） すみません。太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな国の施策の中で、地方にしわ寄せがきているということは、これはもうどなたも実感していることであり、そうした中で町政運営をしていかなければなりません。

おっしゃるように、確かにこの下水道会計にしましても、水道会計にしましても、直接住民の方たちの生活の基盤を支える大事な施設等の整備でございます。町としましては、できるだけ後世に借金を残さないような、そうした運営を心がけるとともに、やはり健全に一日でも早く、大勢の人たちがそうした施設の整備によって環境が改善されることを、まず第一に町政を進めていきたいというふうに思っております。

いろいろな大会もございます。下水道の大会、簡易水道の大会、上水道の大会、いろいろと大会もございますし、全国の大会の中では、それぞれの1町1市ではなかなかできませんので、全国のそうした組織の中で、国に対して言うべきことを要求をしているという状況でございますので、それらに対してもご理解がいただきたいというふうに思います。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（糸井満雄） 皆さんにお願いしときます。

質疑する上において、いろいろと情勢分析は必要だと思いますが、質疑は疑義を正すということでございますので、これ議員必携にもはっきり書いてございますので、そういう方向で一つ質疑をお願いしたい。

それでは、次に質疑を受けます。

上山議員。

3 番（上山光正） 伊藤議員のハードな質問からソフトに質問をさせていただきます。

この加悦、三河内、明石、それから市場の簡易水道ですね。それが今回、加悦は6,110万円、それから三河内が4億1,970万円、それから明石が3,700万円、市場簡易水道が700万円と、このように執行されるわけですが、町債の利子償還金ですね、これ1億8,205万円になっておるんですが、これは何パーセントの利子になっておりますかというこ

とと。

それから、各事業ごとの資金調達機関はですね、政府資金であるのか、また公営企業なのか、それから、ともに同率の金利なのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 町債の内訳を上山議員おっしゃっていただきまして、今年度は5億3,400万の町債ということです。これにつきましては、財政の場合で言うたら大蔵省の管轄で、融資資金をしております。

利率につきましては、すみません、申しわけないです。

すみません、利率につきましては1.5ぐらいの利率でお借りをしております、据え置きが5年で25年だと思っております。30年償還です。5年を入れまして、それでございます。

3 番（上山光正） ともに、この事業はすべて同率の金利かということ。

水道課長（芋田政志） 同一の金利でございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そこでですね、使用料及び手数料の減額を120万7,000円、これはどういう減額の内容なのか、この点もお尋ねしておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 使用料につきましては3億2,515万3,000円ということで、大体的見積もりします金額に99.5%をかけての予算として見込んでおりまして、前年対としましたら、若干下がってるという傾向で、前年と同水量ぐらいの見積もりでさせていただいております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） またですね、滞納繰越分なんですね。これ一応187万円相当、それから督促手数料36万、これが上っておるわけですが、一応、予算でありますので、この実態は、まあ不確定のところが多いわけですが、この給水停止をですね、もってしても処理できない内容ということなんでしょうか。その点を伺います。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 滞納繰越分の見積もりであります、まずは現年度分につきましては、若干の給水停止まで期間がありますので、3カ月ありますので、出納閉鎖が終わっても、あと1カ月残った分が繰越しになりますので、その分の計算と、それから滞納されている方につきましては、誓約書をとっておりますので、制約分についての滞納を、繰越し分を見積もりとして上げておりますし、それから督促手数料につきましては、1カ月当たり大体300件ほどありますので、それを12カ月、100円で計算したのが36万円として上げております。

3 番（上山光正） はい、終わります。

議長（糸井満雄） 井田議員

9 番（井田義之） それでは、簡易水道の予算について質問させていただきます。

今、収納の問題が出ましたんで、それから入らせていただきます。

18年度の決算で、収入未済額が1,081万5,000円あるということで、監査委員さんの指摘の中でも、解消に向けて努められたいということで、いろんな今、課長が言われたように時間的なずれがあって、その最終的に入ってくるまでには時間がかかるということなんですけれ

ども、この18年度の1,081万5,000円残っておる分が、今現在でどれだけ収納ができたのか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 予算にも上げていますように滞納繰越分の収入が、大体130万ほどとなっておりますので、その分、いうたら誓約分で、毎年、誓約していただいた方については、滞納額は残っておりますが、毎月、そういう誓約でいただいておりますので、それが50何万ありますので、その額は徐々に減ってきておまして、最終的にはいつになるかわかりませんが、現年分の未納分が繰り越しをするぐらいの額になってくると思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私は18年分のやつが、18年の1,000万が今現在何ぼ入っておるのかなということをお聞かせいただいた。また調べておいてください。

それから、整備計画の中で、将来に向っての整備計画ですけど、石綿管や老朽化による赤みの原因の一つになっている地鉄管、これの更新をしていかなければならないということで、整備計画が出されておるわけですけども、今現在、これは有収率の問題にもかかわってきますので、特に気になる場所なんです、石綿管が大体、何メートルぐらい残っておるのか、それから地鉄管が何メートルぐらい残っておるのか、それを順次、パイプ、珪にかえていかなんかですね。それが大体どれくらいかかるのか、この今、与謝野町の中のその管を更新しようと思うと、どれくらいの金額がかかるのか、これ整備計画の中の水道施設の整備ということで、計画の中にはっきり入ってるんですね。それで何メートル残っておって、大体どれくらい金額かかるのか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道長。

水道課長（芋田政志） 申しわけございません。はっきりした数字が、今手元にありませんので、今。

9 番（井田義之） 大体でもいいですよ。わからなったら、また後でもかまへん。

水道課長（芋田政志） 石綿管につきましては、旧加悦、旧野田川につきましても99%ぐらいは、もう石綿管を敷設がえしまして、残っておりますのも2月の臨時議会でちょっとお話をさせていただきましたが、旧加悦につきましては温江と、それから加悦奥の一部残っているぐらいで、距離的にも延長も少なくなっております。

野田川につきましても、すべて更新されたというように記憶しておりますので、ちょっと鑄鉄管等がどのぐらいあるのかというのは把握しておりませんので、調べまして報告させていただきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） といいますのは、ここの水道整備計画の中にはっきりと出とるんだね、これが。この5カ年計画、20年度から24年度までの水道整備計画の中に、こういうことがある、これを整備しなければならないんですと、私も今課長が言われたように、大体もうあとわずかしが残っていないのと違うかなと思ったんですが、大きく出とるんですね、これ。この工事をやらなければならないと、ということはまだ何ぼあるんかいなという、このあれから見ると、整備計画から見ると、そういう心配があるから実際に何メートル残とるんかなと、どれくらい金がかかるのかなと、これ。ということをお聞きをしておるということです。

この中に出てなければ、そんな心配せんわけです。ここにはっきり出ておりますので、どれくらい残るとるかということくらいは、ちゃんと返事がしてほしかったなということです。

それから、繰り上げ償還のあれの、保証金免除の繰り上げ償還の計画の中ですけれども、本来なら3月定例会で説明があったはずなただけども、2月の臨時委員会でもう済ましたということでも企画財政課長言われましたので、もう直接、水道課長の方にちょっと質問させていただきます。

28年度の上水道統合時の値上げに向け、施設整備とともにPRをしていくということで、水道料金の値上げの話、値上げの内容はここに出とるんですけれども上水道、上水道というのは、水道事業については、この後また質問しますけれども、一定値上げがあるわけですね。それで、この水道会計についても、ここで見る限りにおいては、解釈の仕方もいろいろとあるんですけれども、28年度までに値上げをして、このいわゆる採算に合わせると、採算ベースに乗せていくと、一般会計からの持ち出しをできるだけ減らしていくというような格好に、ここちょっと取れんではないんですけれども、今現状、値上げの計画、28年まであるのかどうか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 簡易水道につきましては28年の統合時に、若干の値上げをさせていただきなあかんのかなとは思っていますが、そこまでは持ちこたえていきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 金はかかるかわかりませんが、ライフラインですので、そういう格好で、できればお願いしたいというふうに思います。

もう聞きませんが、有収率のアップについても、やっぱり真剣に努力してもらえれば、この値上げをせずに何とかやっていけるというふうに思いますので、その点もよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それから、1点ちょっとこれはうわさというのか、そういう段階ですので、念を押しておきたいんですけれども、この間、工事請負契約の中で、与謝水道の設備が3年かがりぐらいでやられております。いわゆる水をよその地区に回す、一体化していくためには、どうしてもその大きな水源から水源の少ないところに水を回すということで、この計画の中では、奥滝の水が金屋とか、いろんなところに回っていくということが考えられるわけですが、奥滝の中で水利権の問題を役場から聞いてないと、水道課長、何も言うてないと、そんな勝手によそに水を回すことは困るというようなうわさも聞くわけですが、地元との調整、以前に算所水道のことも私言いました。地元とやっぱりちゃんと打ち合わせをしてから、こういうふうにかかってくるよということをお願いしました。そのことができておるのかどうか、その件についてお尋ねをしておきます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 今現在、工事をさせていただいておりまして、この間も2月にお認めをいただいたわけなんです、若干、その説明が地元におくれてまして、まことに申しわけなかったんですが、区長さんにも図面、議会の承認を得てから、区長さんにも図面をお渡ししまして、説明しておりますし。

その後、区長さんが私だけではわからんということで、その1週間後ぐらいに地元の役員さんと一緒に説明を、滝野公民館でさせていただきました。

若干、説明が、入る説明がおくれましたことにつきましては、その場でおわびも申し上げましてしておりますし、それから水利権の承諾なんですが、平成17年に取水位置を奥の方に、美山川の上流に変更したときに、そのときの滝野区長さん、それから起きた奥滝の地区の水利権の代表の方、それからまた口滝の水利権の代表者の方につきまして、お認めをいただいておりますので、何も知らないというのはちょっとあれなんですんで、ここで改めてちょっと申しておきます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今言われた、私が聞いたのと課長のと、今の話とのずれがあったりしとるんかわからんですけれども、奥滝の人でも、やはりまだ、いまだにそういうことを感じておられる方がありますので、特に田舎ほど水利権というのが強いんですね。だからその辺はやっぱり、しっかりと整理した中で、気持ちよくどなたであろうが、どなたもが水をいただけるような方法というのは今後、やっぱり水道課としても、その水利権のことが一番よくわかっておられるのが水道課の方なんで、やっぱりその辺は、適切な処置をしていただきたいということをお願いをして、解決をしとるということによって理解いたしまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第43号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第43号 平成20年度与謝野町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第44号 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑入ります。

質疑ありませんか。

多田議員。

12番（多田正成） おはようございます。

大道団地1点だけに絞ってお尋ねをしていきたいと思っております。ページは349ページであります。

この大道団地なんですけれども、もう間もなく完成するのではないかなというふうに思っておりますが、あの団地はですね、今の坪数というのか、見ただけで言いますと4区画と聞いておるんですが、多分その区画数とですね、区画が1区画が何坪になるのか教えていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えします。

大道の区画については、4区画ということであります。

平均しますと236平米、約71坪の区画を4区画という形で造成したいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、71坪ですと1坪の単価がどのくらい程度で売り出されるんでしょうか、それと1区画がそうだったら何戸建て、ちょっと計算機持っておりませんので、お願いします。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 平米単価が3万6,000円程度になるだろうと、最終的には精査をしながらということになりますので、現在の計画では3万6,000円程度になるだろうということで、坪でいいますと10万円少しですか、3.3を掛けてみたいと思います。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ということは710万という、1区画が710万という当たりになるんですけども、そうしますとですね、1区画で間口がですね、大体、古い言い方ですけども、間口が5軒半ぐらいの家が建ち、奥行きが8軒、いっぱい、目いっぱいってのそのぐらいの家が建つんですけども、先ほど、ちょっと詳しい方に聞きますと、ユニットハウスで1,980万円、ざっと2,000万、それから・・・ちょっとしますと3,000万ぐらい、2,500万から3,000万ほどかかるということですので、果たしてその71坪がですね、売りやすい数字なのかどうかというあたりはどうでしょうか。売れないとこもありまして、早く私の町を活性化させたいもんですから、ちょっとその辺のバランスを。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 分譲宅地については単価もありますが、設置する場所によって単価が大きくかわってきますんですが、基本的には若い夫婦が土地を買って、建物を建てられるのが2,500万から3,000万が限度だろうということで計画されるんであろうということがあります。

それで、大道の場合は3万6,000円程度の計画になるんですが、この面積についてはなかなか考え方としては難しい、田舎ですから、必ず夫婦でほぼ車を持たれるだろうということがありますと四、五十坪ではちょっともの足らんということがありますし、そうかといって、普通の、昔からの、いわゆる引き継ぐ、財産として引き継ぐ面積で言いますと、田舎ですと100坪はもう当たり前みたいにしてありますし、その辺で適当な面積というのはどこ、買われる方によって大きく変わってくるんですが、平均の70坪というのが、今、与謝野町内で売るのは一番安い面積でないかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、わかりました。

あの辺ですね、ちょうどあそこがバブル時期15万、1坪十五、六万で売られて家が建った記憶があるんですけども、あれから景気がどん底に落ちておりますので、10万少々というあたりは妥当かなというふうに思っておりますが、私も近くに住んで、少しばかりのもんですので、

余り下がらん方が自分の価値としてはいいんですけども、そんなこと言っておられませんので、とにかく売れてですね、売れて早く家を建ててくれることを望んでおりますので、例えばこれですね、5区画に分けますと60坪ぐらいになりますね。60坪になるとちょうど600万ぐらいですから、2,500万の家を建てると3,100万、ちょうど建てやすいかなと思うんですけども、ちょっと間口が狭いかなと思いますので、その辺はですね、妥当なとこだと解釈してもらって、最後にですね、いつごろから、そうだったら売り出される予定をしておられるんでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 今年度で、最終の造成地について、造成工事をまだ実施するということになりますので、造成工事を実施して、一定、安定するまで待った方がいいだろうという思いもありますので、今年度中で工事をしながら、一定販売時期を来年のいつごろにするというあたりは、決め次第、広報したいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 多田議員。

12番（多田正成） はい、ありがとうございました。
終わります。

議長（糸井満雄） ほかに、森本議員。

14番（森本敏軌） それでは、議案第44号について、何点かお尋ねしたいと思います。
山崎課長には、これが最後の質問になるのかというふうに思っております。

まず、今回、先ほども質問がありましたけども、4団地について分譲宅地売払収入ということでは1億3,300万ほど上っておりますが、この中で日吉ヶ丘団地についてお尋ねするんですが、これ日加悦町時代に活性化を図るためということで13区画、18区画ですか、もっと区画はあったんですが、古墳の関係でちょっと少なくなったんですが、現在5区画が売れて、13区画が残っているという状況で、なかなか売れないという状況にあるんですが、この辺、これこの前の工事地価につきましても、北部については何パーセント下がったというふうな報道があったんですが、価格が高いというのか、環境的に悪いというのか、どういった状況で、この売却が進まないのかということについて、課長としてはどういうふうに感じられておられるか、お尋ねします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいと思います。

日吉ヶ丘につきましては、18区画を造成いたしました。先ほど森本議員のお話のように、いわゆる遺跡の関係で、計画が当初計画と大きく崩れた関係がありますので、区画的には18区画、現在5区画が売却をできております。

それから、19年度中に昨年の暮れからなんですが、2区画について一定、他の方にお話があった場合には、ちょっと保留をしてほしいという、売買予約ですか、予約をさせていただきたいというのが2件、2区画ありまして、これについては、現在の状況ですと4月か5月あたりに両方の区画の契約が済むんじゃないかなというふうに考えておまして、それが終わりますと、合計7区画、ここについては、単価的には2万7,000円から2万7,500円程度の単価、多少区画によって違うんですが、2万7,500円程度の単価設定をしております。

そういった意味からいいますと、工事費と合うような形で単価設定しておりますので、特に特別高いということではないんだらうというふうに思いますが、土地の形状によりまして、1区画当たりに、いわゆる有効面積が、法面が多いという形になるので、建物を建てる有効面積が少なくなる、要は造成の、造成に対するお金のかけ方の差なんです、コンクリートできちっと擁壁組んで、有効面積をきちっと確保すれば、面積なりの利用がしていただけるということになるんですが、そうするとその2万7,000円の単価を大きく上げていかないと販売におっつかないということがありますので、一定、土地の形状については、買われた方に任ずという形で形状、造成をしたという経過がありますので、どちらにしても買われる方は、もう少し造成にお金が必要なのという感覚になられるの。それから平均的な面積が、先ほど70坪が適当かなというようなお話もさせていただいたんですが、そういう関係がありまして、日吉ヶ丘につきましては、85坪から90坪ぐらいの区画になるということで、少し若い人にとっては、大き目ののかなという感覚がありまして、なかなか進みにくいということがあります、いつぞや、宮津市の災害に遭われた方の若い夫婦が言われたことがあったんですが、分譲、宅地を求めるのに、余り造成、盛り土の造成地を求めるんじゃなくて、切土の地盤のしっかりした土地がいいということがありましたので、日吉ヶ丘についてはほとんど切土部分、切土の分譲宅地ということがありますので、そういう部分では、災害といいますが、そういうのに対する不安というのは一定少ないということがありますので、その辺もPRしながら売っていこうということがあります。

それから、20年度当初予算については、広告料をみさせていただきますが、単に与謝野町内だけでなく福知山、舞鶴方面へきちとした形でPRできるような形で広告はしていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

- 1 4 番（森本敏軌） 先ほども申し上げましたけど、地価の公示価格というんですか、あれは下がっておるといふ丹後、北部の方が下がっておるといふ状況もありますし、これが今の価格ですね、2万7,550円ですか、平米が。これが今の状況で高いのか、安いのかちょっとわかりませんが、今、宮津でもね、旧発電所の当たりの団地もすばらしい団地ができていまして、PRも広告も入ったりしておりますので、今、課長おっしゃったように、宮津や福知山も含めまして、やっぱりきばってPRもしていただいてですね、早くこの土地もですね、処分ができて活性化、人が来ていただいて、活性化が図れるようにですね、一つまた後任の課長さんにもお伝えがいただいて、早く売れますように、一つお願いをいたしたいというふうに思います。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） ただいま森本議員さんから大体のお話ございましたので、特にあれなんです、非常に不況感が強いということで、用地を求められる人の職業等がかなりですね、固定されてきたのではないかとこのように思っておりますが、現在このPRの方法というのはどういう方法で、課長、主力はやっていらっしゃる。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） ほとんどできてないというのが実情だろうと、現地に看板を立てるのが精いっぱいということがありまして、その広告の方法についてもいろいろ内部検討はしておりますが、

まだ、しっかり調べてないんですが不動産取引業ですか、宅建業法とか、そういう法律の関係で言いますと、うかつなチラシが出せないということがありますので、その辺きちっと検討しながら出していきたいという思いがあります。

今年度予算については、広告料という形で印刷製本費でチラシをつくり、広告料、折り込みをしたいと、しかも適正な、適当な地域に折り込みがしたいということで予算は持ちました。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 以前ですね、今、建築関係も非常に厳しい不況でして、この建築業者とタイアップしてですね、そして、どういいますか、その業者に扱ってもらうことで、いわゆる拡大を図っていきこうと、こういった思いがございましたね、あのときは、もう町内業者という考え方があったわけですが、最近、そのお話を聞いてみますとですね、町内業者の人も仕事はもちろんないんですが、なかなかそこに結びつかないと、むしろその町外の人を引っ張ってくるというふうにと考えると、必ずしもその固定をしない方がいいんじゃないかという考え方があるんですけどね、そのところ課長どうでしょう。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 考え方の中で、町内業者に施工していただいた場合、一定程度、割り引きとありますが、そういう形も考えながらということを考えておりました。

議員ご指摘のように、いろんなケースがあって、その町内業者に頼める人が他の土地から、なかなか分譲宅地に入ってこないんじゃないかという意見があったり、それから、そういうサービスについても、町内の、そのいわゆる大工さん、建築業者さんはいいいんですけども、今度、分譲宅地だとか、それから宅造しておられる、他の不動産業者の方から言いますと、不公平感が出てくるとか、いろんな意見があれから聞きまして、なかなかその建てたことに対する、しかもその町内業者を使ったことに対する割引を制度化するというのを、相当、慎重に考えると、どこからクレーム来るかわからないという検討もしておりますので、もう少し研究していきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 一つは10戸予定なら10戸予定、8戸なら8戸のところ、それが埋まらないと、一つの隣組といいますが、そういう組織がなかなかつくりにくいと、こういうことがありますので、ぜひですね、その辺も含めて一つ研究をお願いをしたいんですが、そのことと合わせて、たまに電話をいただいとった、最近見てないんですけど、明石で申しますと、いわゆる草刈りの関係ですね、どうもあれ商品と思えんような状況ではないと言われる人があるんですが、その辺は予算との兼ね合いもありますが、お世話になっておりますが。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 例年、その予算の中では草刈り作業の委託ということで見させていただいておりますが、日吉ヶ丘に限らず、他の分譲宅地についても、まだ売れてない用地について、ときにそういうクレームきますが、適切にクレーム、クレームと言いますが、適切な時期に適切な回数、なかなかやれないということがあるんですが、できるだけそういう近所からクレームが来ないような草刈りをやっていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 先ほど申しました、建築業者との関係ですね、一つその辺を十分検討いただいて、業者の方も大変な不況ですから、一つそういうことで、一人でもですね、お客さんが来ていただけることができれば、非常にいいんじゃないかと思います。

いろいろ検討をですね、していただきたいと、このように思って終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。
上山議員。

3 番（上山光正） ちょっと一、二点確認がしておきたいと思うんですが、この財産の売払収入ですね、一応、予算額は1億3,000万ほどあるわけですが、前年度対比2,180万、これが試算として上っておるわけですが、その内容についてはどんなんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 当初計画、当初予算の編成段階で、先ほど言いました日吉ヶ丘に対しまして、2区画分譲予約があるということで、何とか3月末までに契約ができて、いわゆる19年度の収入として見れないかなという思いがありましたので、平成19年度の始めのころに1区画売れますので、その予定の2区画と合わせまして3区画分、2,200万円程度が19年度収入なるだろうということで、そういう予算を組ませていただきましたが、先ほどの説明のように、その2区画については4月、あるいは5月の契約になるだろうということがありますので、6月段階でまた補正をさせていただかんなんということになるだろうと思っています。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 先ほど多田議員がご質問されておりましたけど、この大道団地ですね、ここ一応71坪で10万円、単価。という前後ですか、そういうことですが、これは下水道の配管も含めての単価となりますか、土地。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 下水道の単価には直接、売り単価には、その下水道の件は入ってない。買われた方が、またどういう下水道整備をされるかというのは、その幹線から引いていただくということになるだろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 下水道の管渠の部分でございますが、前の町道の部分は本管が通っておりまして、その中に入る道路につきましては、私どもの方の費用でもって管渠を入れます。そして、公共井もとらせていただきます。

その後は、個人さんが宅内の排水工事はされると思いますが、そういうことでございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そうすると、坪単価も当然付加価値がついて上がるわけですが、これはこれとしていいわけですが、先ほどのですね、日吉ヶ丘の関係なんですけど、なかなか売買の契約が取れないという状況がこれ数年間続いておりますけど、これどう、この土地がどういう形で残っているのかわかりませんが、少しこの売買の方向をですね、転換する必要があるんじゃないかなと思うんです。やはり何らかの欠陥があって、そしてその宅地が売買できないということがあろうかと思ったり、それでこれ固まったですね、土地があるのであれば、ちょうど保育所や幼稚園や、こういったものの統合に関連してですね、この土地をそこへ利用するだとか、そして現

在の保育所、幼稚園の土地を売買するだとか、方法は幾らでもあると思うんですが、こういうことは一度でもお考えになったことがあるでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思っています。

今のお尋ねなんです、欠陥があって売れ残っているというようなことではなくて、平成14年に造成ができました。平成14年に1件、15年に1件、16年に1件、17年度はなかったですが、18年度より1件、19年度に1件、20年度に2件を予定しとるということで、順調かどうかは別として、そのびたっと、とまっているということではない。ただ社会状況等を含めまして、先ほど言いましたような、金額の面、面積の面で、一定課題はあるかなということがありますので、その課題解決に向けては検討をせんなんということがありますが、今、その現状を見まして、売れ残り区画があって、全く動かんような用地になっているから、他の目途にという検討については全くしていませんし、それをしますと今のところ、今入っていただいている7区画について約束違反になるということになりますので、それはよっぽど詰まったときには、現在の入居者の方とご相談しながら別の用途に使用させてほしいという願いはせんなんと思うんですが、まだまだ当面はこの状態でPRをして、売る努力を続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3 番（上山光正） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

服部議員。

1 7 番（服部博和） それでは、ちょっとお伺いしたいと思います。

今までの方がいろいろと質問されとるわけなんですけれども、今後の分宅の展開ですね、今、四つか五つほど現在あるわけなんですけれども、この私いつも申し上げとるんですけれども、やはりこの与謝野町というのは、北部の中心地であり、かなりこの地へ来たいという方が多いということは、私も・・・やなんかしとる関係でよくわかるとるわけです。

特に、最近言われるのは、やはり太田町長が長年やってこられた経過があるので、福祉、子供が育てやすいというようなことを宮津の方、特に若いお母さん方が言われる方がふえとるということも、これ事実でございます。だから、その辺のところを上手に使ってやれば、私はまだ、分譲宅地というものもいけるのではなからうかなというふうに思っておるわけなんですけれども、今後の展開というものをどういうふうにお考えなのか、ちょっとその辺のところをまず課長にお伺いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思いますが、僕が今後の展開を今ここで述べていいかわからんですが、担当課長といたしましては、

1 7 番（服部博和） きょうの時点では、

建設課長（山崎信之） きょうの時点。

言われましたように、分譲宅地と言いますか、人口増対策については、やっぱりきちっとした、いわゆる宅地について提供ができるような用意もせんなんだろうというふうに考えておりまして、うまいことやれば、まだまだ先ほど言われましたように、分譲宅地造成というのは進むんじゃない

いかなという思いがあります。

もちろん、社会情勢がもう少し好転してくればという条件がありますが、そういった面から言いますと、いわゆる定住、定住していただける方をふやすということでは、分譲宅地効果はあると思うんですが、町の予算で、特別会計でどんどん造成をしながら、それを売りにいくという形態がいいのか、それとももう少し業者さんとタイアップしながら、町道整備やインフラ整備をきちっと町と約束をし合ながら、業者さんに宅地造成を促すというような形の検討の方が、今の時代には合うのかなというふうな思いは僕自身は持っております。そのことが将来、与謝野町でそういう形で進むのかどうかは別として、宅地、分譲宅地の造成の方法について、検討の余地はあるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） そのとおりでして、余り素人が手を出して損するようなことをしとってもらったんでは、特にこの日吉ヶ丘あたりは、素人がやった典型じゃないかなと、墓の上に家を建てるなんていうようなことは、だれもがそんなことは嫌がることでございますので、その辺のところはわからなかった反省はしながら今後の展開はしていただかきゃならんのではないかなというふうには思っております。

それと同時に、マスタープラン、住宅の建てかえのプランがあるわけなんですけれども、その住宅の建てかえが、この与謝野町の一等地、私がたびたび申し上げております野田川バイパスの真ん中に船山団地というのがありまして、野田川バイパスの真ん中で一等地でございます。ここが20年度で建てかえの予定、マスタープランの中に入っておるわけでございます。まあまあ建てかえの時期に来ておりますので、当然、老朽化はした、もう修正のきくことがないだろうと思われる住宅があるわけでございます。その辺のいいところ、道に面した方は、176に面した方はやはり商店街としての活用が必要だと思いますけれども、裏面の方は、やはり分譲宅地として最適地ではなからうかなというふうに思っておるわけでございますけれども、町長にお尋ねするんですけれども、いわゆるこのマスタープランの20年度で期限が切れる、この船山団地の後の使い方に関して、どういうふうなお考えを持っておられるのかお伺いをしたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 町長にお尋ねなんです、現在その船山団地の、団地の整備スケジュールにつきましては、旧野田川町で平成15年に公営住宅のストック総合活用計画という形でまとめられております。

そのスケジュールによりますと、船山につきましては21年度以降、中期的に非現地で建てかえを行うと、現地以外で建てかえを促進していくという計画を持っておられました。これについては、それぞれ三つの町がストック総合活用計画を、その15年、10年度にかけて、加悦も野田川も活用計画を策定されております。

それにつきまして、新町になりましたので、与謝野町の町営住宅のストック総合計画、活用計画を策定しなければならないということをお内部検討をしておりました。

しかしながら、その平成14年、15年から10年、おおむね10年間にかけたの計画を、既にそれぞれの3町や、つくられておりますので、それを合体した形で、与謝野町営住宅のストック総合活用計画の内部で策定をいたしました。合体をしながらということになるんですが、それ

につきましては、平成18年からの10年間を計画をしております、船山団地につきましては、平成25年までに、平成20年度の、20年から24年の間に一定、現地でない場所で用地を確保して、25年度以降に船山団地にかわる団地を整備したらどうだろう、で25年以降については、その跡地については除却を、建物については除却をしながら、跡地の利用検討をしたらどうだろうという検討をするという計画を持ちました。

この計画を持ったわけですが、このストック活用計画を三者を合体しながら、今後の10年間の計画というのをを持ったわけですが、この今議会でも、いわゆる幼稚園とか保育所とか、それから学校について、いわゆる再配置ですか、再編、再配置の検討がなされております。そこからいきますと住宅の検討についても、その辺の公共施設や教育施設、保育施設等の整備計画と一定リンクさせると、住宅だけ勝手な計画も持つとってもしかたないかなというふうな思いがありますので、そういう教育施設とか、保育施設の再編計画をにらみながら、この与謝野町のストック計画も、また練り直しが2年後、3年後に必要なかなというふうに思っておりますので、また、その節には、またいろんなご意見がいただきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） ちょっと多く答弁していただいたんで、ちょっと頭の中で整理ができませんのですけども、いわゆる船山団地に関しましては、20年から24年までの間に、その場所以外のところでの町営住宅の建てかえをやっていくと。それからその跡地については現地で考えていくと。だけど、それは団地以外で考えるということですね。住宅以外で、もちろん。

町営住宅以外ということは、それは商業施設にかわるとか、分譲宅地にかわる可能性は十分あると、だけど、しかしながら、保育所等の再編計画のある中で、やはりその辺に環境整備というもので、いわゆる保育所に近いところで分譲宅地をやったりするようなことも、当然考えていかなきゃならない、考慮しなきゃならないということであるということですね。ちょっと答弁して。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） いや、船山住宅については、先ほど言いましたように25年までに一定、他の場所で、その船山団地の住民といいますか、戸数が賄えるような用地を別の場所に確保し、25年以降で建築しながら移っていただくと。

その跡地については、先ほど言われました商業施設になるのか、分譲宅地になるのか、公共施設になるのかは別として、そういう計画を持って現在、策定しましたと、与謝野町の新しい計画を。ただ船山団地に限らず、すべての町営住宅、与謝野町内の町営住宅の整備計画についても、そういう、先ほどの保育施設、教育施設との絡みから、一定、また見直しを船山団地以外も含めて、与謝野町のストック活用計画を見直しをかけていかなければならない時期もあるんじゃないかというご説明をさせていただきました。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） どうもありがとうございます。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第44号を採決します。
本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第44号 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
ここで休憩します。11時まで休憩します。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前11時00分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に、日程第3 議案第45号 平成20年度与謝野町下水道特別会計予算を議題とします。
本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは、下水道会計について質問をさせていただきたいと思っています。
下水道会計については、整備率も77%を超すということのようですし、事業推進についても今議会でも議案を早くして作業にかかるということで、積極的に取り組んでおられて非常に頑張ってきているわけです。
そこで、ちょっと私自身が聞いているんですかね、ちょっと聞いた点でお伺い、まず第1点目しておきたいと思っているのは、事業推進にかかわるですね、いわゆる補助事業とか、いろんな水道関係でもありましたけども、これが国の段階で変更になるというような話を聞いたんですが、これはあり得ますかね。また簡水のようにあるんでしょうか。補助制度そのものみたいなもの見直しがかかっているという話があるんですけど、いかがですか。

議 長(糸井満雄) 小西下水道課長。

下水道課長(小西忠一) 補助制度の関係につきましては、現在そういうようなお話はお聞きいたしておりませんが、全体の予算が年々少なくなってきたというところでの削減等は出ておるかと思えますが、今のところはそういうことはお聞きいたしておりません。

議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは、二つ目の質問、これが今回の中心にした内容なんですけど、私も議員で、議員をさせていただいて20年越すことになったわけですが、下水道始まる段階でですね、かなり協議をして、設置段階で価格設定の問題、負担金問題でかなり協議を3自治体でしてきたという経過があります。そのときに、結局、将来的にですね、何十年という・・・をして、それで資本費の分のペイをしていくと、いわゆる整備投資の分ですね。こういうことをずっと算定して、負担金やあれを出したんですが、当初原案ではかなり住民がですね、受け入れるような価格にならなかったと、算定するという中で、今の料金でいくと、年限も延ばす形でやっ払いこうと、そういうような合意がされてきたというふうに思っています。

それも、課長の方もよくご存じだと思うんですが、限りなくですね、100%になったとしても、この会計自身が黒字にならないのではないかということが心配されているわけですね。この点が、担当課としてはどういうふうに思われている、考えておるのかという点をまずお伺いしたいというふうに思っています。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまご質問がありましたように、下水道料金の設定につきましては、基本的には維持管理費と、それから資本費、投資した部分の、部分についても回収するのが一番理想的ではございますが、ご承知のように物すごく、すごい事業量で費用がかさんでいるという中で、下水道料金を設定をする場合には、相当の単価が必要だろうという中では、非常にこれは難しいと、住民の皆さんに転嫁させていくのは難しいという中で、一応1市3町で、維持管理費が見込める程度の150円という料金設定をさせていただいて、今現在まで続いておる状況でございます。

そうした中で、今ご質問のように100%整備し、水洗化も100%になった中でどうなっていくのかというところでございますが、これにつきましても非常にこの設定では厳しいだろうなという感覚を持っております。

資本費までを含めると、相当高単価になるんじゃないかということで、その点につきましては、一般会計からのお願いなりという形で、こちらとしてはお願いしていきたいなというふうに考えておりますが、維持管理費がその中でどうなるのか、その100%でどうなっていくのか、その時点で、まあまあ考えていきたいなというふうに思っておりますが、現在のところは今の料金で進めていきたいなというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 非常に、この問題はですね、全国でも各地が抱えている課題のようです。本町だけの課題というよりも、非常に大きな全国的な課題でもあるんですが、今、将来を見通したときにですね、今、到達を仮に100%できたと、全部完成して、したときに、今言ったように財源的に会計が維持できない。それどころか一般会計からのほり込みをせざるを得ないということが、まず非常に単純な思考で言えば、そうならざるを得んのではないかという点があるわけですね。

私は、ちょっと角度を変えてですね、制度設計をした当時のね、経過からいうたら、京都府はこういう問題にどういう問題意識を持っているのか、見解を持っているのかというあたりが、もしお聞きになってたら、課長の方からお聞かせ願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 現在のところ、そういったお話は京都府の方にもいたしておりませんし、まだ見解もお聞きをいたしておりません。こちら側の事情という中で、まだ、そういったことのお話等はさせていただいていないので現状でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） こういうツケがですね、結果論で言えば、先ほども簡易水道の中でもね、ちょっとハードな言い方をしましたが、とにかく自治体でこのままいけば持たなければならない、一般財源からね、一般会計の方からも繰り出しを永遠に続けるということの選択肢が非常に濃厚になるわけですね、この場の流れでいけば。これは全国的に、こういうことが起きているわけで、改

めてね、自治体の置かれている非常に深刻な将来像といえますか、財政危機がですね、この側面もあるという点があると思うんです。

この点で、私、改めてね、こういう問題がやっぱり多くの自治体の中でね、やっぱり問題を今から提案もさせていただいて、合意をね、つくって国にもうちと対応すべきだと、これほど深刻だということを伝える必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、町長のもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） これも先ほどの水道と同様に、本当に全国的な大きな問題になってくるといふふうに思いますし、今まだ、我々のところは下水道を推進していく状況ですけれども、これも都市部との格差がありまして、都市部では既に老朽化が進んでいて、今それを整備し直さなければならぬというふうな、そういう下水道の世界でもそういう格差が出てきております。

ですから、今後、いろいろな問題が数多く出てくるんじゃないかというふうに思いますし、京都府の下水道の協議会の方を預らせていただいている私としましても、やはり府を通じて、国なりに、やはりそうした危機的な状況というもの訴えていく必要があるかと思っておりますし、先ほどと同様、国に対します、そうした要望につきましては、全国大会等の中で集約した意見を、町村会で集約した意見を述べさせていただくような、そうした要望活動も進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） それでは、下水道特別会計予算について、質疑を行いたいと思います。

町債の前年度対比ですね、1億8,000万円増、これを起こしまして、下水道事業を展開されるわけですけれども、受益者負担金の徴収とですね、同時に、この供用開始地域の水洗化への依頼、こういったものの説明会の開催を持たれるわけですけれども、この下水道事業のPRですね、その内容等をまず伺っておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 下水道事業のPRでございますが、全体的には町報なり、そういった部分でのPRと。

それから、より具体的には、いよいよ工事をさせていただきます地域の皆さんですね、そういった地域の皆さんには事前に説明会をさせていただいております。その説明会の内容でございますが、工事の施工概要等の内容と、それから制度ですね、制度。そういう制度につきましては、いろんな3年以内の接続なり、そういったお願いなり、受益者負担金のお願いなり、それから融資制度、それから奨励金等の制度なんかも合わせて説明をさせていただいております。

さらに宅内の排水設備工事の内容とか、そういった部分を主に、主に説明をさせていただいて、いろいろと皆さんからご質問等をお受けをいたして、説明会を終えるという形で取り組んでおるところでございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） どうも今の回答を聞いておりますと、ただ、マニュアルどおり説明をされるということですね、この下水道の生い立ち等々についてですね、やはり住民の皆さんにもご説明を

していただいて、そして理解を得ることが非常に大切ではないかなと、このように思うわけですが、このそれを推進していくための標語として、「下水道 青い地球の交通網」という句があるわけですが、これは昭和36年にですね、著しくおこなっている日本の下水道、これを全国的な普及を図る必要があります、そして、下水道の大きな役割の一つである雨水の排除ですね。この雨水の排除を年頭において、そして台風シーズンである二百十日、これを過ぎた二百二十日ですね、これは立春から数えられておるわけですが、9月の10日、これがご存じのとおり「下水道の日」として、そして、この日が適当であるということで、現代に至っておるわけですが、それから約40年が経過いたしました、そして日本における近代下水道の元である旧下水道法が制定されたのが明治33年、これから100年を経過いたしました、平成13年が21世紀のスタートの年に当たることから、近年の下水道に対する国民の、また市町村の住民さんの、この意識が高まってきたということでございます。

下水道は、ご存じのとおり、住民に安全で、そして快適な生活を確保しながら、一方で河川や沼や海などの公共用水域の水質、汚濁防止のための重要な役割を果たしているということはご存じか思います。

しかし、これはなかなか住民の皆さんは存じておられないということで、こういったことはPRの中で言っていくべきじゃないかなというふうに思います。

こういった良好な水環境をつくり出すために、必要不可欠な生活基盤施設であるわけですから、やはり下水を、汚泥の適正処理を引き続いて積極的に整備する、そういった与謝野町になっていただきたいなという思いからですね、この住民への普及のための推進については、どんな方法が考えられるか、再度、お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 下水の水洗化の普及でございますが、先般、一般質問で廣野議員さんからもお話がありましたと思いますが、当然、私どもとしては、水洗化を促進していくという形で臨んでいかなければならないという気持ちは持っております。

その中で、方法といたしましては、いろいろとあるわけでございますが、PRは特に必要だろうと思っておりますし、先般もちょっとお話がさせていただいたと思いますが、供用開始してから3年以内の中で、いろいろと通知を出させていただいて、間もなく1年目が切れますとか、それから2年目になりますと、もう1年で切れますというような話、ご案内とか、そういった部分を一つの手だてとして考えていきたいなというふうに思いますし、それから3年経過された方についても、やはり粘り強くお願いをしていかなければならないなということで、ご案内なり通知なり、それから訪問もできるだけ努力していきたいなという、現在つもりではいたしておるところでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 先ほどと同じような回答でありまして、本当にマニュアル的な方法なんです、それもまあ大事ではあるんですが、やはり町が一体感となって取り組む、こういった姿勢が見られないというように思うわけですが、ちなみにですね、この旧岩滝町長ですね、町長は率先して、そして自宅はもちろん議員、あるいは職員に号令をかけられておるわけですね。

そして、口先だけではなくて、個人的にも友人、さらに知人に空水量の、このむだな経費を

説明されて、そうした汗された実績がですね、ご存じのとおり岩滝の水洗化普及率の上昇結果につながっていると私は思います。

歳出の抑制は小さいところから、またできるところから、府の予算の中でも取り組んでいくとおっしゃってます。

そこで、町長にお尋ねするんですが、供用開始地域の生活雑廃水の接続の方をですね、ぜひとも優先して取り組むべきと私は考えるわけですが、ここは町長も担当課職員も、また一般の職員もですね、空水量のむだな経費を住民に説明していただいて、そして水洗化への推進に努力をしていただくと、そのことが町長がおっしゃっている将来の子供たちに豊かな与謝野町を手渡しができる、私は思うわけですが、町長いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議員のおっしゃるとおりだというふうに思いますし、その旧町の岩滝の町長も率先してやっておられたようなことを、旧町時代にもいろいろとお聞きもしておりますし、本当に頭の下がる思いでございます。

そうした中で、いろいろなPRといいますが、促進のための手だてはいろいろとあると思いますし、前回の一般質問等でもお答えしましたように、手紙を出すというのも一つの方法ですし、なぜその接続していただけないのかというようなところの中身も、全部はできないでしょうけれども、ある程度の承知をした上で計画的な取り組みにさせていただくような、そうした努力も必要ではないかというふうに考えております。

今後につきまして、1軒でも、一人でも多く、そうした接続になりますように努力を、職員挙げて努力をさせていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 今、町長から力強いお言葉をいただいたわけですがけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、与謝野町、この公的職員が一つになって、やはりこの下水道の接続に努力をしなければ、いつまでたっても経費の削減には到達しないと、私は思いますので、次の決算期、また来年の予算の内容に期待をしまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、下水道の質問をさせていただきます。

先ほど、その宅地の分が出ておりましたけれども、ちょっとそのことで念を押しておきたいというふうに思います。

大道のその料金が出ておりましたけれども、大道についても日吉ヶ丘についてもですが、町の方譲宅地においては従来、分担金は全部もう含まれた中で、分宅をされとったわけですね。これが大道の場合、どうなっておるのか。それから、日吉ヶ丘の場合、今後どうされるのか、これまでどうなっておるのか。

それから、その新しく家を建てていただく説明会の時点で、当然、下水道の供用ができるところについてはしてくださいという条件はつけられてきておると思うんですが、その点について、今の現状というのか、大道について、それから日吉ヶ丘について、どういふようになっていっているのかお願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えをしたいというふうに思います。

この大道につきましては、先ほど上山議員のご質問の中で、施設整備については、先ほど下水道課長から申し上げましたとおりでありまして、分担金については一応、単価の中に算定をしているという形で、単価の中に含まれておるとい考え方でご理解がいただきたいと。

それから、日吉ヶ丘につきましては、まだ下水道の分担金については、入っていませんので、単価の中に入っていませんので、供用開始ができるようなときに、どういうことに、まあまあ基本的には本人に分担金を払っていただくという形になるんだろうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） そういう、どういうのか、説明のときにその辺はしっかりとしておいていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど言いました保証金の免除繰り上げの分なんですけれども、マンホールの、これまではマンホールの修理については下水道でみていたと、それを半分は建設課、建設課と折半すると、これによって年間1,900万を軽減を見込んでおるといことなんですけど、これについては、いつからこういう格好で実施をされるのかお願いいたします。

議長（糸井満雄） 答弁できませんか。

小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 失礼いたしました。

公的資金保証金免除繰上償還に係る公営企業の経営健全化計画の中で上げさせていただいておる内容でございます。

地方健全、経営健全化に関する施策といたしまして、いろいろと計画を上げておるわけですが、その中で物件費の削減等の内容も含めて上げております。この中で、維持管理の縮減と、維持管理費の縮減ということでマンホール、ポンプ等の管理をしている中でという、今もその部分もございしますが、それ以外にいわゆる下水道整備後の補修、舗装の修繕費用でございしますが、以前から、私どもの方の下水道工事を行った後、直近の施工責任といたしまして、私どもの方で舗装修繕工事等を、復旧工事等を行っておりましたが、その部分につきましては、例えば道路の半分を下水道課の方で掘削して本管を埋めるわけですが、修繕につきましては全幅舗装で修繕いたしておりますので、そういった部分の部分につきましては、建設課とお話をさせていただいて、折半でというような形での計画を上げさせていただいておるところでございます。

9 番（井田義之） これはいつからするんですか。

下水道課長（小西忠一） 計画的には、まだすぐという中ではございません。

まだ、建設課の方も20年度予算でそういった部分がございませんので、予算化が。今後の詰めということにさせていただきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私、今ちょっと勘違いしておった部分もありますが、とりあえず1,900万の減額になるということなんで、いつからこれを実施をされてどうなるのかなと。どういうのか、除雪なんかのときも、結構傷めるわけだね、そういうのが下水道会計の中に出てくるのがあるのか、道路維持になるのかというあたりで、私はやはり道路維持の部分だろうと、工事の後の復旧

は別ですよ、工事の後の復旧は別ですけども、その辺のところの整理は一定、これを契機にしっかりとさせていただいておくのが一番いいん違うかなというふうに思います。

答弁する。ほんならお願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 今の下水道課長の答弁につきましては、下水道を整備した後、舗装を本復旧するときに、いわゆる下水道整備することによる舗装をはがした部分より以上に、道路全幅にわたって、舗装をやり直すと、このときには今まで下水道会計でやっておったんですが、その全幅をやり直す場合に、舗装をかけ直す場合においては、建設課の道路管理も含むんじゃないかなということがありますので、それは半額、按分になるのか、半額になるのかわかりませんが、そういう形で一般会計からの負担でお願いしたいというお願いを、説明をしたんだと。

それから、先ほどの除雪に関して言えば、除雪でひっかけたマンホール等の修繕につきましては、道路管理で今までもやらせていただいております。

9 番（井田義之） これ、もうことしからできとるわけ。

20年度の予算の中には。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） わかりました。

それで、できるだけ早いこと、もう整理をしていただけたらありがたいかなというふうに思います。

それから、下水道の今、起債が20年度末で110億ぐらいになるんかね、110億、一般会計が130億、下水道が110億ほどなってくるんだと思うんですけども、以前、廣野議員が110何億、下水にかかると言われましたけれども、私はもっとかかるとんやないかなというふうに思うんです。

きょうまでに3町で公共下水、特環含めて幾らかかってきておるのか、また将来的に大体、幾らの金額がかかるということが予測をされるのか、その点について、今まではわかりますわね、計算すればすぐわかります。

それから、将来、大体どれくらいかかるのか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 事業費の関係でございますが、昭和60年度から認可をいただきまして、スタートをいたしております、平成19年度まででございますが、建設事業費が、ちょっと丸めた数字でお答えさせていただきたいと思いますが、約160億でございます。それから、これは町内の整備の部分でございます。

それから、流域下水道に支払っております負担金でございますが、これが建設負担金が43億でございます。合わせまして203億円でございます。それから今後ですが、今後でございますが、一応、平成32年までの計画で終わるというふうに思っておりますが、その1年後に舗装の復旧工事も含めました平成33年までで、建設事業費が約88億円、建設負担金の方が9億円ということ。

9 番（井田義之） 何ぼ、9億。

下水道課長（小西忠一） 9億円。

合わせまして97億円、全体まとめますと、今の数字を合計しますと、建設事業費が将来的に33年までで248億円、建設負担金が52億円、合計しまして300億円というような内容になると予測をいたしております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今聞きましたように、多大の経費がかかっているということがわかりました。そこで、前にもちょっとお願いしておりました、平成20年度には見直し、整備計画の見直しがあるわけですが、石川の上地地区については検討するというので、石川の上地地区というのは人口の密集地域で、香河川改修があるかということでおくれておる地域、これ見直しするというのでしたけれども、これの見直しはいつごろ確定ができるのか、それから香河川改修の、今あの支線の部分ですが、支線の部分に、いわゆるU字溝が入っておりますね、2メートル10の。それに対する横の分ですね、横の分についてはいつパイプを入れられるのか、あれも早いことパイプを入れないと二重になりますということで、今ちょうど工事がとまっておりますので、今ちょうどいいのかなというふうに思うんですけれども、その辺の進捗状況をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 石川の上地地区の見直しでございますが、まだ現在のところはできておりません。それで、ことし事業認可を取りますので、その中で考えていきたいというふうに思っておりますし、加古川の水路の横の部分でございますが、まだ未舗装でございますので、認可が取れたら、できるだけ早いうちに施工してまいりたいという考えは持っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど言いました上地地区については、この計画からいうと24年以降になるとるんやね、そやからこれはぜひ繰り上げてもらて、それこそ費用対効果というのか、わずかな配管で、かなり多くの方が供用できるという地域ですので、これは絶対に入れていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、先ほど上山議員なり、それから廣野議員の前のあれでも、岩滝は下水道の供用がすばらしいんだということでしたんですが、実は岩滝の中でテニスコート、城山テニスコートのとこの便所がまだ下水道ができておらんで、夏のときに、私もちょこちょこ行かせていただくんですけれども、すごい、どういふのか、臭かったり、虫が飛んだり大変なんですね。あれは公共施設だろうというふうに思うんですが、教育委員会が今まで何もできてなかったというのはどういう意味なのか、お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 城山公園のテニスコートのトイレに関しましては、都市公園ということで、町内、特に岩滝地域にあります都市公園の中の1カ所ということで、その都市公園のトイレにつきましては、一定、観光目的で使われるトイレについては、水洗化をしましたが、阿蘇シーを入れて10箇所ですから、他の9カ所、9カ所のうち2カ所は水洗化していますが、あとの7カ所についてはもう単に予算上の問題でまだ水洗化ができてないということがありますが、特に城山なんかは、社会体育施設も併設しとるといふことがありますので、できれば早い目に計画したいという考え方にはあります。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） あその場所につきましては、特にテニスコートがほかの地区でもなかなかないもんですから、与謝スポーツ交流会についてもあそこを使います。それからほかの中学生、いろんな大会もあそこを使います。

それから、弓道もあそこにあるわけですね。弓道も綾部は当然ですし、綾部以外、京都からもいっぱい見えるんです、あそへ弓道の大会に。そこでもうあのトイレでは、やっぱり大変なんですわ。やっぱりもう町としても、かなりはずかしいという状態ですので、今、課長できるだけ早くと言われましたけれども、ぜひとも今年度にも供用をしていただきたいというふうに思うんですけれども、答弁、難しいですか。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 20年度のお約束がなかなかできませんので、町長、お願いできますか。

お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） できるだけ早くできますように検討させていただきます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） できるだけ早くを、20年度と受けとりまして、質問を終わりますのでよろしく
お願いいたします。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

廣野議員。

4 番（廣野安樹） また、下水の廣野と言われるかもわかりませんが、一つまたお願いをしていきたい
と思います。

先ほど、上山議員の方からも普及につきましては、できるだけ早くお世話になりたいというようなことをきばって言っていただきましたので、私は空水量を、先ほど上山議員の方からありましたように、空水量のことについてお尋ねをしておきたいと思います。

現在、下水の使用量が本年度で2億224万円上っておりますわけですが、維持管理費といたしまして、ページ、369ページで宮津湾流域下水道排水負担金7,584万7,000円、それから373ページで、同じ維持管理の中で、宮津湾流域下水道排水負担金1億3,038万9,000円と出とるわけですが、同じ名前を出とるのですが、どういうことで分けておられるのか、この点をちょっとお聞きをしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 排水負担金の分けておる理由でございますか。

まず、369ページで下から五つ目でございますか、19節負担金補助及び交付金で、宮津湾流域下水道排水負担金7,584万6,000円、これにつきましては一番上にございます公共下水道事業ということで旧岩滝町の部分でございます。それから次のページ、373ページですね。上から3行目の宮津湾流域下水道排水負担金1億3,238万9,000円、これにつきましては、ちょっと前のページから引き継いでおるんですが、特定環境保全公共下水道事業ということで、旧野田川と加悦町の部分でございます。これを分けておるということでございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） よくわかりました。

宮津湾、ほんなら宮津湾の流域下水道の方の負担金ですね、公共下水道、いわゆる岩滝分ですね、それは7,584万6,000円ということですが、使用料として幾ら入っているのか、また加悦、野田川地域の負担金として1億3,238万、これの負担金が出とるわけですが、どちらも使用料としてどれだけ入ってくるのか、ちょっとこの点を教えていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 予算書での使用料でございますが、これは一本化で計上させていただいております。

360ページに上っておりますが、使用料2億224万2,000円を上げさせていただいておりますが、一応、内訳といたしましては公共下水道、旧岩滝部分でございますが約8,200、すみません、右側でございますね、8,215万1,000円と、一つ飛んで2,000円ということで、8,215万3,000円が公共の部分でございます。

それから、特環の部分が1億1,944万4,000円ということと、一つ下の5,000円ということで1億1,944万9,000円ということでございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） それですと、岩滝地域からの空水量の持ち出しということは、今のところはプラスになつるとということですね。

野田川、加悦地域においては、あくまでも負担金の方が多いということが出とるわけですが、これにつきましては、やはり岩滝地域は先ほども上山議員の方からありましたように、70%の岩滝地域の方の下水道の接続で、これだけの結局、まあいうたら空水量がプラスになっておるといえると思います。

資料を、いただいた資料を見ておりますと、野田川地域で、特に悪いところがあるように思うわけですが、地域の名前を言うとおしかりを受けるかもわかりませんが、3年以上経過した、この資料を見せていただいておりますと、もう三河内地区は3年以上経過しておるよう、16年、17年、17年の、19年の3月31日でほとんどが供用開始から3年以上たっているというようなことを、お伺いしておるわけでございます。

あその、その三河内地区におきましては、ここの議員さんもたくさんおられるわけですが、町長以下職員さんもこの三河内地区からもたくさんの方が見えておる、その中で正直言いまして接続が非常に悪いと、50%いってないというような状況の資料をいただいております。これは平成18年度末の普及率の資料をいただいておりますが、19年度末の資料をいただいておりますのでちょっとわかりませんが、三河内地区におきましては48.6%、岩屋地区におきましては25.7%、幾地地区におきましては72.3%と、非常に高いところも野田川地区にはあるわけです。四辻地区におきましては65%、それから上山田地区におきましては33.3%、下山田地区におきましては48.5%、石川地区におきましては29.9%という状況で、トータルとしまして約50%というような数字が出とるわけですが、この数字を見ますと、やはりもう少し町民からいただいている税金を空水量で払つとるといふことをご理解をいただきたい。この点もあわせて、昨日の一般会計の方でも言いまし

たし、一般質問でも申し上げましたが、阿蘇海の環境汚染の問題もお話をしております。十分理解をしていただいて、先ほども町長の方から一生懸命努力するというようなお言葉をいただきました。これから、来年度の19年度の決算ではなかなか難しいかもわかりませんが、20年度の決算では非常にいい結果が出るというように私は期待をするものでございます。

こうしたことが、やはり町民に対してPRをすることが非常に大切だということをご理解いただいて、やっぱりここにおられる方が率先してやっていただいて、そうせんことには町民から、おまえらやってへんの、わしら何でせんなんのというご意見もお聞きしますので、こういったことは十分ご理解をいただきたいということを申し上げておきたいと思っておりますので、下水道課長につきましては、この点についてどういうふうな対応を今後されるのか、もう一回きちっと教えていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいま廣野議員さんの方から、いろいろとご指摘をいただきました。

確かに、旧野田川につきましては加入率が低いということで、いわゆる空水量、宮津湾流域排水負担金をまだ賄えないという状況が続いております。

そうした中で、少しでもそれが、率が上がるような取り組みというのは、当然していかなければならないというふうに思っておりますし、ちょっと先ほどございましたが、職員に対しまして、町長の方から接続をするような文書を出していただいておりますし、そういった部分も含めて、やはり住民の皆さんにも接続に向けてのお願いを真剣に取り組んでいかなければならないんだというふうに考えておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 口だけじゃなしに、しっかり取り組んでいただきたいということをご要望しておきたいと思っておりますし、これにつきまして大きな波及効果があるということもご理解をいただきたいと思っております。

下水道をすることによって、町の中で金が動くわけございまして、下まで接続されますと、やはり100万円程度のお金がかかってくるというようなこととなりますので、そういったことで、下水道で今工事が本当に、公共工事が無いというようなことで困っておられる業者の方もたくさんおられますので、民間のそういった下水道に対するご理解をいただいて、特に結局、文化的な生活をやるんだということで、これには先ほども300億というような、最終的には投資をされるというようなことでございますので、それに見合ったやっぱり町民に対しての波及効果があるように、またお世話になりたいというふうに思っておりますので、それを申し上げて私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 先ほど井田議員のご質問のときに、都市公園トイレの設置について、現在、都市公園が阿蘇シーサイドパークを含む10カ所ある、除くと9カ所、うち2カ所が水洗であと7カ所についてはくみ取りだというような形でご説明申し上げましたが、立町公園と石田公園、2カ所についてはトイレも設置されていないということがありますので、残り5カ所のうち、5カ所がくみ取りだということです。

それと、ちょっと言葉足らずで、単に財政上の問題で接続できてないという説明をさせていた

だきましたが、弓木公園の昭和49年から、城山公園は昭和61年に設置しておりますが、その建物の改修時期にあわせたときには、必ず接続せんなんということがありますので、その改修とあわせて計画をするということで、単に財政上の問題という説明をしてしまいました。

城山公園につきましては61年ですから、二十二、三年を経過しておりますので、一定、建物と含めてどういう方法で整備をするのがいいのか、見直しをかけたらいいいのかという検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、できるだけ早い時期にやりたいというふうに思っております。

議 長(糸井満雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、討論を行いたいと思います。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第45号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第45号 平成20年度与謝野町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩をいたします。

1時30分から再開いたしますので、直ちに昼食休憩に入ります。

なお、お願いをいたしますが、午前中でまだ3本の議案ほか可決されておられません。あと考えてみますと、本日も残業が必至でございますので、議員、理事者ともに簡潔な質問で、どうしても本会議で質問したいと、こういう質問をお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に日程第4 議案第46号 平成20年度与謝野町農業集落排水特別会計予算を議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

上山議員。

3 番(上山光正) それでは、農業集落排水につきましてお尋ねしたいと思います。

一応、資料によりますと、これ読み方が間違っておったらお許しがいただきたいんですが、これ湯之谷ですか、場所。それから奥手、それから湯元ですか、これ湯元です、地域。これが、よろしいですけど、湯之谷が約15軒ほどですか、それから奥手が25軒と、ただいま聞いており

ますのが50軒ぐらいですが、ここが資料の図面から眺めておると、対象になつてゐるわけですが、その工事の請負費が5,890万円、この内容についてを、まずお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 温江の農業集落排水事業でございますが、先ほど地区の中でお尋ねがありました、虫本と奥手と湯之谷の集落が含まれております。

それで、本年度の事業でございますが、19年度に引き続きまして管路の、下水道管の管路の敷設の工事を予定いたしております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） そこでですね、ちょっと視点を変えて、この融資制度ですね、これについてお尋ねしたいのですが、貸付条件は償還期間は25年じゃないかと思うんですが、そして、この据置期間が10年以内と。

それから、貸付限度額は国庫補助分の受益者負担金の金額、あるいは、この屋外配管、これは全額、そしてトイレも全額、ふろの場合は1カ所につき100万円、それから厨房1カ所につき50万円、洗面所1カ所につき10万円、こういったものが貸付限度、対象になっておるわけですが、この中で受益者負担金ですね、これも同じように、こうした貸付制度があることによって、滞納はほとんどないのじゃないかと思うんですが、この農業集落排水の内容的に、ちょっと私、不勉強なのでわからないわけですが、今言ったこれらの貸付限度額につきまして先進のですね、この類似地域はどういうふうになっておりますでしょうか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまご質問の融資制度の関係でございますが、これにつきましては、下水道事業でもございますが、水洗便所の改造等の融資、あつせん業務でございますが、いわゆる基本的には大便器1カ所につき最高100万を限度に融資をさせていただきます。それで、そのほかの部分のことはございません。

それで、一応これにつきましては利率は現在2.1%で貸し付けをお世話になっていますが、3年以内での接続いただきますと、その2.1%部分については利子補給ということで返ってくるということで、ただ3年経過しても利子補給はございませんが、融資制度は引き続きご利用がいただけるという制度のものでございます。

それと、最後の方でお尋ねの部分でございます。

3番（上山光正） この農業集落排水の、先に済ませておられる場所ですね。

下水道課長（小西忠一） すみません。

農業集落排水事業でございますが、奥滝地区で既に終了してございまして、現在、供用開始をいたしておりますが、今回、この温江地区が2カ所目でございます。一応、予定としては、この2カ所で農業集落排水事業は一応、計画としては終わりということで考えております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） ちょっと私の説明が悪いのか、思いが通じんですが、その中でですね、借入れ主体ですね、これは農業の協同組合の皆さん、あるいは土地改良区の皆さん、それから農業者、こういったものが借入れ主体になっておるわけですが、この奥滝で、このやられた

前例ですね、この中で、この下水道の融資制度とは違って、農業集落事業ですね、排水の、これの融資のことを私、言うとするわけです。そういうのは使われてないのでしょうか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 農業集落排水事業と言いまして、農水省の事業でございます。それで、これはいわゆる水洗化の事業でございまして、先ほどお尋ねになっておられた部分につきましては、これは農事団体というか、そういう形ではなしに、そうした地域の集落的な部分につきましては、該当の側面に点在します世帯が該当してきますので、そういう団体ではなしに、私の方が、その農水省の農業集落排水事業の採択を受けまして、事業を取り組んでおるわけですが、これにつきましては補助がございまして、国庫補助もございまして、その中で個人の方が当てはまる中で、下水の方は宅内の排水工事をしていただきまして利用していただくという形で、公共下水道のミニ版的な形でお考えいただけたらと思いますが、そんな施設の中に処理場もつくってするというところで、そういう形になっております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） まだ少し飲み込めんですが、このおっしゃったように農業集落排水整備計画地域ですね、つまり。これは対象者は、もちろん農業者にもなるとるわけですが、この単独のですね、非補助事業でも借入れができるわけです。これは年利が1.7%、これは借入先はですね、農林漁業金融公庫が融資を行っているということなんですが、この辺のところはちょっとかみ合わんのですが、それは、また後ほどお答えいただければよいということですが、この集落排水施設の増加に伴いまして、そして、この汚泥ですね、汚泥の適正処理、これはこの奥滝地区ではどういうふうになっておるのかということと。

それから、自然の循環系への配慮ですね、これらの農業支援の観点からですね、この汚物の中には重金属類も含んでいるわけですよ、もちろん。そうした、それにプラス工場排水等も受け入れているわけですが、これは受け入れないということとしていると思うんですが、この辺のところはどうかということ。その汚泥をですね、農地に還元をするというようなことはされているのかどうか、また計画に当たっているのかどうか、その辺もお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ちょっと、私の方の説明もちょっと不十分だというふうに思いますが、受益者分担金の関係でいきますと、一応、下水道と同じように土地の面積に対して、平米当たり400円ですか、公共下水道も。農業集落排水の分につきましても、受益者分担金といたしましては、平米400円をいただいております。

ほかのほ場整備とか、そういった部分とは違います。農業集落排水事業といえますのは、先ほど申し上げましたように、水洗化の一つの手法として与謝野町では受益者分担につきましても、公共下水道と同じように受益者分担金はいただいております。

それから、処理関係の汚泥等でございますが、現在、奥滝では既に供用開始して運営を行っております。その汚泥につきましては、衛生プラントの方に持ち込みまして処理をするということでございます。

それから、衛生プラントの方で、一部肥料化するような、循環型の形の部分で温江地区に対しまして、奥滝につきましても、そういった形で、還元型の循環型の内容でやっていきたいとい

うふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そうして、ただいまお聞きしておりますとですね、汚泥は地域で消化するというよりは、この衛生プラントで処理をしていくと。しかしこれからのですね、この新しい農業の推進におきましては、そうした生活環境の整備と重ねてですね、環境保全型の農業、こういったものの観点からいきますとですね、リサイクルの推進による、この土づくりですね、まずこれが重要な喫緊の課題というふうに思うわけですが、この点はいかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 先ほどご質問のことですが、いわゆる農業の部分につきまして、私の方も温江の事業採択を受けるに当たりましては、当然、農水省の関係でございますので、そういった還元型の、循環型の内容でもって考えるようにというふうなしぼりは当然出てまいります。そうした中で、先ほど申し上げましたように、還元するという意味では、衛生プラントで汚泥を持ち込みまして、それを肥料化して、また地域に戻って、そういった循環をしていくというふうな流れになるのかというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） それでですね、既にもう奥滝地区で事業を展開しておられるわけですが、先ほど申し上げました、この融資制度ですね、この農業集落排水、こういったもののご利用はあったか、なかったかということと、この普及率ですね、これはどれくらい上っておりますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 奥滝地区での水洗便所の改造、資金融資の持ち込みにつきましては、ちょっと私、今現在、記憶いたしておりませんが、ご利用はあったらというふうに思っております。

それから、普及率等でございますが、奥滝では、一応、18年度末ではございますが、一応51%ぐらいの数字になっております。

3 番（上山光正） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第46号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第46号 平成20年度与謝野町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第47号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑入ります。
質疑ありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは、介護保険の予算について、特に地域支援事業の特定高齢者の問題について質問いたします。

したがって、介護保険は本来福祉課なんですが、これについては保健課だというふうに聞いておりますので、保健課長に質問いたします。

まず、この特定高齢者ということになっていますが、これは町の方で補足をされていくというふうに聞いておるわけですが、どのような形で、どういう方がこういう特定高齢者としてなるのか、そのことを説明をお願いします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいま、野村議員さんのご質問の介護保険での地域支援事業の中の特定高齢者施策の関係です。

これにつきまして、本来、介護保険については福祉課ということになっておりますが、保健師等々がかかわる関係で保健課の私の方から説明を申し上げたいというように思います。

ご質問の特定高齢者といえますのは、まず健診を受けていただきます。その健診を受けていただいた中で、その健診の中に生活機能評価ということで本人さんの状態等をお聞きするような項目がございます、そういった項目をお聞きして、健診結果とあわせまして、そして、この健診結果の結果によりまして、お元気な方については一般高齢者施策、また後から、この次のページ当たりに出てきておりますが、一般高齢者施策の方でやっていきますし、また一定、その中で自分でできないような項目等々がある場合については、この特定高齢者ということで事業を行っていきます。

その方等への事業については、現在もやっておりますけれども、おたっしや倶楽部でありますとか、物忘れ予防教室等々をこの特定高齢者の方については、事業として行っております。

以上です。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） これは国の方で、いわゆる介護保険の費用が膨れていく、これをいかに抑制するかということで、いわゆる介護保険に入るまでの方に対しての施策ということで始まった、いわゆる介護保険の費用をいかに減らすかということが目的だというふうに思うんですが、今言われたように、いわゆる評価、チェックリストに基づいて、痴呆や寝たきりになる予兆の方について介護予防をしていくということだというふうに思うんですが、当初、高齢者人口の5%を国の方では予定をしておりますね、厚生省は。そして、その方々にこれをすることによって費用が下がるというふうに踏んどうたわけですが、始めてみるとですね、まず補足がほとんど進まない、そして補足できても、その後が続かないと、いわゆる言われたような講座等々の参加がですね、なかなかふえないというふうなことが言われています。

当町では、この特定高齢者という形で認定された方々は、高齢者人口等々を含めて、どのような状況になっているのかお聞きします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この特定高齢者につきましては、平成19年度については町の健診の中で一定チェックをしております。

人数的には、18年度からそういった事業を行っておりますが、特定高齢者として把握しておりますのが、18年度は把握状況もちょっと弱かったんかもわかりませんが、102名程度ということであったんですけども、19年度は480人ということになっております。

19年度については、まだ健診等を行っておりませんのでわかりませんが、大体、体制的には19年度と同じぐらいということが推測されますので、こういった方については、500人近い方についての特定高齢者事業をやっていかなければならないというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 18年度に補足が弱かったのではと言われましたが、これは全国的には0.04%しか補足できなかったという自治体もあって、ここが弱かったんじゃないかと、全国がそういう状況だったわけですね。先ほど言いました。

そういう中で、国の方では、先ほど言われた評価の基準をですね、緩めて、チェックリストを緩めて、対象者をいわゆるふやそうと、5%を目標にしていますので、ふやそうということがされて、今言われたように19年度は102人が480人、当町でもなると。宇治市ではこれが10倍になったというふうに言われているわけですね。

こうして対象者は基準を緩めてふやしたけれども、結局、講座の参加者がなかなかふえないということで、どこの自治体も苦労をしているわけですね。この与謝野町では、対象者がそうやってがっつとふえたわけですが、講座の参加者はふえるんはふえと思うんですが、これについてはどのように評価をされているのでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、ご案内いただきましたように、確かに18年度は102名の方に対して、特定高齢者事業については21名の方が参加をいただいております。

19年度については480人の対象者があったということで、約4倍から5倍近くなったわけなんですけど、19年度の参加者は64名ということで、4倍ぐらいふえて参加者が3倍にふえたということで、若干、まだまだ参加していただく方が少なかったなというふうには思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の数字を聞いていますと、当町は参加者が19年度は頑張ってください、ふえている方かなと、よその町に比べればというふうに思います。

なかなかこれが、ほとんどふえないという自治体が現状ではあるわけですね、今言いましたように、高齢者の人口の割に、まず受診していただく数がなかなかふえないと、そして受診されて認定を広げたくても、そういう受講していただく方をふやすのがなかなか苦しいということで各自治体が頑張っているわけですが、そもそも受診される方、こういう年齢の方でね、どうしても元気な方が受診されるという傾向があってですね、なかなか出るのが今回の方は受診に来られないということで、難しいという話があるんですが。

こういう国が5%ということで、予定としては、このまず受診についてですね、今度は20年度から変更もあるみたいですが、そもそも今以上にふやせれるのかどうか、その点についての見

通しはのでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この部分が大変大切になってきます。そういったことで、平成20年度からはかなり体制を変えていきまして、この介護保険の会計の予算の中でも見ておるんですけども、「おたっしや倶楽部」ということで、元気な方をつくっていきこうという方に対する分が、その事業が終わったら、それまでということになりがちなんです。今後、その方がせっかく元気になろうということで、元気になってこられた人をフォローアップしていくという事業を平成20年度からやる予定にしております。

そういったことで、フォローアップもし、新規の方についても支援できるんじゃないかなというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） もう1点、先ほど質問しました健診のやり方ですね、総合健診というか、一般健診の中で、先ほど言われましたチェックリストでね、補足されていたわけですが、これ独立、別の形でなるということでしょうか、20年度の健診の方法が変わるように聞いておるんですが。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この健診につきましては、平成19年度までは一般の健診の中で、先ほど申し上げました生活機能評価なんかもやっちゃったわけなんですけども、20年度からは健診は同じようにやっていくんですけども、そういった生活機能評価の部分については、この介護保険特別会計でみるということでございます。19年度については一般会計でみていた部分が、今度、そういった介護保険の予防事業とつなげていくということでもありますので、生活機能評価については介護保険会計から見ると、このように若干変わってきております。

そういったことによって、より介護保険サービス、予防サービスの方と連携して、リンクしてサービスの方に、予防事業の方に参加していただきやすい体制がとれるかなというふうには思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど言いましたように、18年から19年に対象になる特定高齢者の枠をぐんと広げて、そして率にすればその結果、対象者がふえたけども、受講者は率にすればぐっと減るというのが、どこも傾向なんです。しかし、特定高齢者の数は、どこもふえているわけですね、そういう中で、こういういろんな事業は当然そうなる、ふやしていかなければならないと思うんですが、それにしても、この19年度も、この20年度も、この介護予防の両方合わせた数字で見ると予算がふえてないように思うんですが、これについては、どのように、そういう対象を広げたわけですから、さらに規模を広げた支援事業が必要であり、あるいはどのような取り組みが20年度、広げた取り組みが予定されているのか。これなかなか予算がふえないのはなぜなのか。その辺がちょっとご答弁いただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） そういった事業、予防事業を行うにも、やはりスタッフ等との関係がありまして、行政であるについても限界がございます。そういったことがありますので、この予算書のページを見ていただきますと426ページをお開きいただきたいというように思います。これは地域支

援事業の中で高齢者の通所型の介護予防事業ということで、423ページから続いておりますけれども、426ページの上の段の中の委託料の段がございます。13節の委託料の中の介護予防事業委託料というのが600万円、ここで予算化をしております。これは何かと申し上げますと、先ほど言いましたように行政がやることに限界がございますので、こういった介護予防サービスについてを、社会福祉協議会でありますとか、また、NPO等々の事業所に、そういったフォローアップ事業なり、介護予防事業を委託するということでもありますので、こういった部分を委託して行政ができなかった部分をフォローアップしてもらおう。行政は新しい方についてサービスなりきちっと指導していくという、こういうように一般の事業所の方も取り込んで対応していきたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） こういう形で事業をふやしていくということになれば、今言われた、そういう委託するにしても全体を把握し委託していく。あるいは保健師や栄養士、栄養士なんか必要なわけですね。そういう人材も必要になってくると思うんですね。そういう点では、いわゆるこういうところへの職員の確保というのが事務の増大と職員の確保が必要だろうというふうに思っていますが、そういう保健師や栄養士、だんだんだんだんこういう形で複雑になって、仕事がふえて人材が必要だということになっていると思うんですが、その辺の今後の見通しですね、そういう人材の見通しというのはきちっとできているのかどうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 確かにこういった事業を行っていくのはマンパワーが必要だということは、今ご指摘いただいたとおりでございます。今まで保健課につきましては栄養士さん、保健師はあったんですけども、栄養士がいなかったということもありまして、福祉課の方に栄養士がいました。そういったことで、こういった事業を進める中で、町長等もきちっと整理をするということでもございまして、人事異動の内示があった段階では福祉課の栄養士を保健課の方に異動させて、そして、そのあたりはきちっと指導をしていく体制を、この人的配置の中でもやっていただいておりますし、また、保健師の募集をしておりました。ちょっと今後については専門の職員がたくさん要るということで保健師の募集をしておりましたけれども、その結果、お一人の方が4月1日付で保健師として採用をさせてもらおうということで、これも保健課の方に配置をするということでもありますので、そういったことで人的面についても一定支援ができるような体制はできているというように思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後にお聞きします。いろんな分野でペナルティーがあつてですね、非常に、いわゆる地方分権と言いながら、町に対する締めつけがあるというふうに思っています。先ほど言いましたように、この事業も介護保険の費用を減らすということで国がやっているわけですから、その基準が達成してないところにペナルティーがまさかあるということは聞いてないんですけど、まさかあるということはないですね。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この地域支援事業の総費用というのが介護保険での給付費用の20年度については3%ということになっております。そういったことで、まだまだ逆に言うたら、こういった予

防関係については、もう少し頑張れるところもありますけれども、一足飛びにはできませんので、徐々にその3%に近づけるようには頑張っていきたいというように思います。ご質問の、そういったことよってのペナルティー等については介護保険ではございません。

1 番(野村生八) 終わります。

議 長(糸井満雄) ほかに質疑はありませんか。
勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) それでは介護保険につきまして、二点、質問をしたいと思っております。まず、厚生労働省が発表しております資料を見ますと、全国の市町村を対象に、いわゆる介護保険料のあり方をめぐりましてアンケートをとったと、その結果ですね、9割の自治体が現在の介護保険料には問題があると、こういう指摘がされております。これを見ますと、それは大きい市町村、市、あるいは小さい市町村によっても、その取り方はいろいろあるわけですが、まず、本町の場合はですね、この介護保険、保険料については、いろいろな声が住民の方からも入っておると思うんですけども、その辺についてはどういう認識をされておりますか。

議 長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

介護保険料につきましては、保険事業の19%を基準として負担をしていただくということが基本になっております。ところが、高齢化とともにどうしても介護認定を受けられる方、あるいは保健サービスを受けられる方、どうしてもふえてまいります。したがって、第2期の介護保険事業計画に比べて第3期の介護保険事業計画からの保険料は、かなりアップをしたということがございます。したがって、その町民の方々も非常に高くなったと。また、これからこういった高齢化のもとで何ぼでも高くなっていくのではないかとというような不満と言いますか、そういった声が聞こえております。したがって、やはり国の方でももう少し、そのあたりに配慮した。特に高齢者の場合には後期高齢者医療制度で、また新たな保険料を求めるというようなことでもありますので、そういった部分では国の方で何とか、その財政措置をしていただくようなことがお願いしたいなというような思いを持っております。

議 長(糸井満雄) 勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) それでは、424ページですね。この委託料の生活機能評価委託料が出ておるわけですが400万、473万9,000円、実際にはこの生活機能評価の対象になるという人は、いわゆる介護保険の認定を受けていない人か。あるいは要支援の1、2の方だと、こういうふうにしておるわけですが、この委託料というのはどういう格好で委託をされる。あるいはどういう資料を収集すると、どういうことになっておりますか。

議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) この委託につきましては健診時に、この評価をするということございまして、与謝野町では、この健診機関としては予防医学センターに委託をしております。健診を受けていただいたときに、この生活機能評価ということで、例えば血圧の関係から自覚症状等々、細かい項目がたくさんあるんですが、そこを問診をして健診時に聞いてチェックするということでございます。

議 長(糸井満雄) 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅）言いかえますと一つにはですね、介護保険のお客さんをふやしていくという面も今の説明ではあるのではないかと思うんですが、それに関連して、もう一つ423ページの特定入所者介護予防サービスですね、これはほかの事業との振りかえだと思うんですが、かなりことは予算が減っているというふうに思うんですが、これは実態としてはどうということ・・・。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。423ページ、24ページの特定入所者介護サービス等、市の中の特定入所者介護サービス費でございますけれども、これにつきましては要介護1から5の認定を受けられた方の食費、居住費、これが自己負担限度額を超えた部分を給付をするということで、一般的には補足給付という言われ方をしております。以前にもお話をさせていただきましたが、当初予算には現在、掲げておる事業計画をもとに予算化をするということになります。したがって、当初はこういった格好でスタートをさせていただきますけれども、これが不足をするということになりますと補正予算等で追加をお願いするというようなこととなりますので、また、この9,142万8,000円が不足をするようですと、追加補正をお願いしたいというように考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅）わかりました。それでは最後に現在、特養の入居の状況というのは、どういう状況になっておりますでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。現在、月平均、平成19年度の月平均ということで特養には195名の方が入所をされております。それから、老人保健施設、これにつきましては75名、それから、療養型医療施設につきましては21名ということで、月平均291名の方が入所をされておるという状況でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅）今、数字をお聞きしましたが、これは比較的現況は申し込みが必要な人の場合は、大体そんなに待たずして入れるという状況ですか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをします。一たん入られますとなかなか特養の場合は退所をされるということはございません。ほとんどがお亡くなりになってということでございます。さきの一般質問でも町長の方から答弁をさせていただきましたが、大体、年間30人程度の方が入れかわりをされておるといような現状でございます。それで以前には、この特養の申し込みにつきましても早いもん順みたいのところございました。ところが、やはりなかなか特養みたいな大型施設もどんどんふやしていかないというふうな国の方針もございまして、そういった中で、施設の中に判定委員会を設けて優先順位を設けなさいということです。したがって、全くの独居でだれも身よりが近くにないというふうな方、あるいは、体の認定度の高い方、そういった方が後から申し込みをされましても優先順位がどんと上がって、その方が入所をされるということでございます。したがって、どれぐらい待たば入れるんだということについては、申し上げることができないのが現状でございます。

- 1 1 番（勢旗 毅）はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
井田議員。

9 番（井田義之） 担当委員会におりますので、余り質問したくないんですけども、ちょっとだけやらせていただきます。414ページに、いわゆる保険料の徴収の金額が出ております。滞納繰越分、普通徴収の保険料が104万円、これは大体20%だというような格好で聞かせていただいております。と言いますことは、これは500万あるんだというふうに思うんですけども、これに間違いございませんか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。ここに上げております、この104万円につきましては、平成19年度の滞納繰越分、その中から幾ら収納があって、残るであろうという見込み、それから、平成19年度の現年度分で未納が発生するであろうという見込額、その20%ということで104万円ということでございます。したがって、現年度分と滞納繰越分と合わせて500・・・。

9 番（井田義之） 20年度も入っとるん。

福祉課長（岡田康利） いえいえ19年度に滞納繰り越しとして繰り越された分、それに、その収納のあった分、大体20%を見ておるんですが、それプラス現年度分の未収金ということで・・・

9 番（井田義之） 現年度分ということは20年度分。

福祉課長（岡田康利） 19年度分の未収金、5月31日まで出納閉鎖期間がありますので、そこで未納が発生するであろうというものを見込んで、その20%で計上をさせていただいておることですから、500万円ぐらいの未収が発生するであろうという見込みで上げております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 前から、このことは気になっておるんですけども、地方税法の15条の中で不納欠損をすることができるということですが、結局、介護保険については2年で不納欠損処分ができるということです。今言われた18年度と19年度分ということになると、このままいくと18年度分については、もう不納欠損にすぐになってしまうということです。今のところは一応19年度分も入れた想定だということなんで、18年度が何ぼかわからんのですが、結局18年度の決算のときには監査委員さんも指摘しておられますように、結局、不納欠損を435万落として、それでもなおかつ、未収が、未済額が504万あるという、1,000万の分が入っていないという状態なんですね。それでこのことで言いますと、結局督促を出すとか、いろいろな手法をすることによって、その2年間は延長できるんだというような、2年じゃなしに2年が延びるというような説明もあったんですけども、ちょっと、私その辺が理解しにくいというのか、例えば、督促を出すことにおいて1年延びる。また、1年期限がきそうになったら督促を出すことによって1年延びると、時効が1年延びるというようなことになるのか。それとも、その辺のところちょっとわかりにくいので、もうちょっと詳しく、例えばの話を入れながらしていただくとありがたい。お願いします。

議 長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。それぞれ介護保険料も納期が定められております。したがって、納期が定められた中で収納がないという場合に督促状を約1カ月おくれで出させてい

いただきます。そこで一応、時効の中断と、督促行為によって時効の中断が発生するというところでございます。そこから、全くその部分に収納がなければ2年間の時効が満了するということです。したがって、そこで不納欠損は対象になってくるということでございます。したがって、一度その督促を出して時効を中断するために何度も出したということでも、最初の1回しか、それは中断をすることはできません。

ですから、何度も督促を出せばいいというものではございません。ただ、その納期の来たものの、督促を出したことによって何カ月後にでも一部が入金されたということになれば、そこまで時効が中断されると。ここからまた、新たに発生するというところでございます。したがって、そういった部分では本来、督促を出し、そして小まめに徴収に回るのが一番、その時効を中断させることの大きな手段だとは思いますが、なかなかその対応ができていないということで多額の不納欠損をさせていただいたということでございます。したがって、今の状況でいきますと、そういった不納欠損が今後も発生をするということになりますので、その辺が非常に我々も気になっておるところでございます。特に新年度からは新たな徴収体制の確立といいますが、もう介護保険料に限らず保育料もそうですし、それから、税もそうですし、そういった中で全体的な公共料金の収納率を上げるということで何らかの、そういった体制整備が庁舎内に必要ではないかということを感じておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 大体、意味がわかりました。一遍しか延長はできんと、途中で金が1円でも入れれば時効が延びるという、その辺しっかり努力をしてもらわないかということなんでしょうけども、結局、介護保険、保険料の決定というのは結局、いわゆる使う金を補てんするために介護保険料を払うという。だから、これが不納欠損で落ちると、やっぱり我々の負担はふえていくわけですね。こうして、だったかだったか落ちていく。これやっぱり去年ぐらいからしか見えんわけですけども、大体四、五百万ぐらいは不納欠損で落ちていく確率が高いと、今の状態でいくと、そうするとほかの分が大体不納欠損が1,000万から1,500万ぐらい。あとのも皆入れてね、1,500万ぐらい。そう余分に介護保険の不納欠損の率というのが物すごく高いんですね。それで、この介護保険については、やはりしっかりと収納の対策を講じて、ほかの分も当然やっていかなければならないということなんですが、この介護保険については特別の対策を講じていかなければ、いっていただかなければならないん違うかなと思うんですが、町長、お疲れでしょうけれども、町長、どうですか。副町長、ちょっとお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。

失礼をいたしました。介護保険、税と違って時効が2年ということで、徴収対策、先ほど福祉課長がお答えしましたように、ほかの使用料についても言えることなんですけども、税等の特別徴収対策本部、設置しておりますけども、その中では税に限らず今、話があります保険の問題、それから給食費であろうが、下水の関係であろうと、すべての使用料、いわゆる公共料金と言えるものについては頑張って取っていきこうということで年末、あるいは年度末の出納整理の期間に頑張ってやっておりますけども、日常、未収対策がとれるような人的な配置が非常に困難な中で喫緊の非常に重要な課題とは認識をいたしておりますけども、不十分なところがあるかと思

ます。しかし、議員ご指摘のように税とか公共料金、あくまでも公平公正でなければならない分野でありますので、今後、頑張っで徴収に努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） しつこいようですけれどもね、去年の、今の気合いが入ってないですね、要は、去年の不納欠損でも、去年というか18年度の1,200万、1,250万、その435万が介護保険なんですね、3分の1が。それで決算の監査委員さんもしっかりと介護保険の欄に多額の不納欠損は、まことに残念であると、監査委員さんの指摘を何と受けとめておられるのかなということですよ。監査委員さんの指摘というのは、もっともっと重大に私が言うとするんでなしに監査委員さんが言うておられるんですよ。やっぱりその辺を重大だということに受けとめていただいて、これについては、もう的確な対応をしていただかないと。だから、普通徴収でも94%しか、ここに上がってないんですね、予算に。本年度の予算に。いつも私言いますように、94%を目標に、ここに上げて、収納に頑張りますと言われても、その心が我々には伝わってこんわけですよ。そして、これがもし入らなければ、我々に負担がふえていくと、まじめに払っておるものに負担がふえてくというシステムなんですね。これをしっかりと受けとめてやっていただかなければ、何ぼ議会で議論をしておったって何もならないということです。よろしく願いいたします。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
今田議員。

13 番（今田博文） 高齢者保健福祉計画及び介護保険の事業計画の中に給付見込みですね。これが表があるんですが、その中で小規模多機能居宅介護、これが19年度が1,000万ですね。それから20年度が3,000万、3倍にふえています。それから認知症対応型の共同生活介護、これが20年度、19年度、20年度が8,000万ですが、18年度が4,000万、4,000万からしますと18年、19年で2倍にふえておると、こういうことになるんですが、これなぜ、こう一気にふえるんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。与謝野町の介護保険関係の整備計画の中に、まず認知症対応型のグループホーム、これを平成20年度に1カ所、施設整備を図っていこうということにしております。それから、小規模多機能型居宅介護拠点施設、これを各圏域に整備を図っていこうということで、平成18年度、19年度、それぞれ単年度に1カ所ずつ整備を図っていこうと。したがって、18年度、19年度、20年度というような格好で整備を図っていこうというような計画をもとにして、ここの給付額を掲げておりますので、そういった状況になっておるということでございます。

しかしながら、18年度の部分につきましては19年度で加悦奥に小規模多機能型の居宅介護施設が整備が図れるということによりまして、20年度にそれが開所しますので、そこで給付額がアップしてくるということでございます。それから、現在、野田川圏域でも、昨日ですか、神宮寺のお話が出ておりましたように、今、前向きに調整が進んでおりますので、そうなりますと年度の途中なりに、その給付が延びてくるということでございます。ただ、認知症対応型のグループホームにつきましても、そういった整備を図るといふ、その法人の考えはございますが、ま

だ、これが今のところは確定をしていないという状況でございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 当町には特養が3施設あり、今、課長から答弁がありましたように小規模多機能も加悦奥にできます。それから、野田川の石川にも予定があるわけですが、近くに老健もあり、いろんな介護の施設というのが徐々にふえつつあるというふうに思っておりますけれども、高齢者の高齢者率も、この推計によりますと20年で27.3%、それから26年には30%になるというふうな予測もされております。そういった高齢者がふえると同時に介護を求めるといいますか、希望する方も、それにつれてだんだんふえていくと、これが常識だろうというふうに思うんですね。そこで、その高齢者のピーク時というのはいつごろ、だんだんふえるわけですが、いつごろに設定をされておるか、その予測ができておりましたらお答えをいただきたいというふうに思うんですが、我々も団塊の世代です、戦後生まれ、戦後の21年、22年、23年、24年ですか、までの、この三、四年間を団塊の世代というふうに呼ばれてまして、我々も、そのうちの一人です。この議場を見渡してみましても団塊の世代が、もう五、六人、七、八人おられるというふうに思うんですね。ですから、その方が、今60前後の方が65になり75になると高齢者がふえる。後期高齢者も皆なっていくんです。そうすると我々が高齢化率を上げるといことになるんですが、そういった意味では高齢化率のピーク時はいつになるか、予測は難しいんだらうというふうに思うんですが、それ予測ができておりましたらお願いをしたいというふうに思うんですが。

網野町へ視察を行かせていただく機会がございまして、網野町の市民局、今の市民局ですね。役場の近所だったと思うんですが、そこは高齢者住宅といしまして、高齢者ばかりを入居させる住宅があるんですね。もちろん民間ですよ。そこに高齢者の方が移り住んでいただいて、その中にデイサービスがあるんです。そこで生活されてデイに通われると、こういう施設があったんですね。その近くには小規模多機能もありました。そして、その施設長さんの話を聞きますと、あと高齢化のピークに対応するには小規模多機能を二つか三つふやせば、その高齢化には十分対応できるというふうな読みを持っておられまして、そして、我々は日本一の介護施設を目指すんだということで張り切っておられました。デイサービスの一番進んでいる、日本一のデイサービスの施設というのは四国にあるそうです。そこにも研修にも行きたいと。全国の先進地に行って勉強して日本一の介護を目指すんだということで張り切っておられたんですが、その方がおっしゃるには、私たちの町といいますか、知りませんよ、網野町だけのことなのかもわかりませんが、その施設をあと二つくらいふやせばピークには対応できるというふうにおっしゃっておったんですが、当町では、そういう予測といいますか、そういったことはされておりますか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 介護保険の事業計画は一応26年度を目標として計画づくりをするということで、26年度の高齢者数までしか載せていないということでございます。したがって、これからそのほかのいろんな町でつくっております計画の中には、そういった将来的な部分についても、そういった高齢化率を載せておったのではないかなと思って探してはおるんですが、出てこないということなんです。総合計画の中でも平成32年ですか、そこら時までは数字を載せたりしておりますが、32年では33.9%、約34%まで高齢化率が上がるであろうというような予想

も立てております。そういった中で片方では少子高齢化の中にあつて、日本の人口がどんどん減少をしていくんだというような話もお聞きをしております。したがいまして、そういった中にあつて、ピークがどこに来るんだということについては、ちょっと予測がしかねるという状況でございます。そういった部分で、特に福祉課として、そういった数値を的確に持つておるといふことはございません。それから、今、高齢者住宅なり小規模多機能型、居宅介護施設の関係、お話があつたんですが、正直申し上げまして京丹後市にはたくさんの社会福祉法人があります。それが競い合うように特養へ、それから、そのほかの、そういった小規模多機能型、どんどん整備を図つておられます。ところが、与謝野町では、そういった社会福祉法人につきましては、今のところは北星会と与謝郡福祉会という状況でございますし、それから、NPO法人の丹後福祉応援団、そういったところに期待をしておるといふのが現状でございます。そういった社会福祉法人等の取り組み姿勢も、全く京丹後市とは違ふのではないかなというふうに思つております。

したがいまして、せんだつての平成20年度の課長の提案説明の中にも若干触れさせていただきましたが、与謝野町内でそういった高齢者関係、あるいは障害者関係、そういった施設整備を図りたいんだというような声も新たに生まれつつあります。そういったところに非常に期待をしておるといふことでございます。

例えば、グループホームを、この与謝野町内で計画したい。あるいは介護予防専用のデイサービスを取り組みたい。そういったような声も聞こえておりますので、そういったところが本格的にそういった整備に取り組んでいただくことを非常に期待をしておるといふところでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 13番（今田博文） 我が与謝野町と京丹後は環境が違うということ、課長の答弁であつたんですが、そうならば福祉空間整備の関係で単費で1,500万、与謝野町は補助金を設定しています。その中で加悦奥も1,500万予算をつけたんですが、要らないと、1,000万減額の補正がこの間、出ました。それから、野田川の石川でも小規模多機能の計画があるんですが、そこだつて1,500万はとても要らないと。今ある施設を改造するだけですから、とても要らないと。国から1,500万来まして、設備で300万、1,800万来るわけですから、とても町の1,500万というのは使い切れないというふうに思ふんですね。そういう現状を踏まえて、この福祉空間の整備の補助金というのは時限立法です。平成21年度3月31日で終わりです。だから、そこをもう少し私は延ばしていただけんかなと、そうすることによって、法人も取り組みやすい、そして、いろんなグループホームなり、小規模多機能というのはいふていくんだらうというふうに思ふんですね。そこをどのようにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。町単独の交付金につきましても3年間後に見直しを図るといふことでございます。したがいまして、そのときの社会情勢、あるいは法人等の取り組み姿勢、そういったことによつて一たん見直しをかけさせていただこうといふことでございますので、決して廃止にするんだということを決しておるわけではございません。したがいまして、今も申し上げましたような、いろんな与謝野町内で事業実施をしてみたいという声も聞こえておりますので、そういったことが今後、この高齢者がふえる中、あるいは介護認定を受ける方がふえる中で、どうしても必要だといふように町が判断すれば、そのあたりについては事業を継続していく

ということも考えられるのではないかなというように思っております。

ただ、財政上の問題もありますので、もう後わずかで退職をする私が、あたかもこうなんだということを言い切ることはできませんけれども、そういったことで次の課長には引き継ぎをしていきたいというように考えております。

それから、1,500万円の町単独交付金、それから国の補助金、合わせて3,000万、それに備品が加われば3,300万ということですが、それは必ずしも丸々それを受けて整備をしなければならぬということではないと思うんですね。いかに理屈のよい整備を図っていくかということでございますので、そういったことも整備を図る上において、その事業者自体が余り負担にならないようなことも考えていただきながら整備を図っていただきたいなというように思っておりますし、それから、その町単独交付金は3年間たてば完全に廃止になるということではないことだけを答弁をさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） それでは、次の課長にもまた、申し上げさせていただきますので、きょうは終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認めます。質疑を終結しまして、これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第47号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第47号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。55分まで休憩します。

（休憩 午後2時42分）

（再開 午後2時55分）

議 長（糸井満雄） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その前に町長より発言を求められておりますので、許可します。

太田町長。

町 長（太田貴美） ただいま井田議員さんのご質問に対しまして、不覚にも不調法をいたしましたこととおわびいたします。どうも申しわけありませんでした。

議 長（糸井満雄） それでは、次に、日程第6 議案第48号 平成20年度与謝野町土地取得特別会計予算を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。
これより、議案第48号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第48号 平成20年度与謝野町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第7 議案第49号 平成20年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
廣野議員。

4 番(廣野安樹) すみません。この昨年度もお聞きしたんですが、本年度も2万5,000ということで、項目のみみたいな形になっておるわけですが、この石田土地区画整理事業につきましては日本鉄道敷跡、約7,500万円。それから、この企画に対しましての設計を委託しました委託料が7,500万円ということで、1億5,000万円ほどの金をかけて事業の計画を立てておるわけですが、土地を持っておられる方の未同意の方が少しあるということで、本年度も、また、2万5,000円というような予算をされておるわけですが、今、この状況はどうなっておるのか、お知らせいただきたいと思います。

議 長(糸井満雄) 山崎建設課長。

建設課長(山崎信之) お答えしたいと思います。19年度1年間については何ら進展をしておりません。

議 長(糸井満雄) 廣野議員。

4 番(廣野安樹) やはり1億5,000万円という大金をかけてやっておる計画でございますので、それと京都縦貫が22年度には開通をし、あの近くにおりてくるというような状況でございますので、石田大橋もかけかえができました。そういったことで府道につきまして、さきにやることのできないのか、分けて工事をする必要があろうというように思うわけですが、その点についてお伺いしておきたいと思います。

議 長(糸井満雄) 山崎建設課長。

建設課長(山崎信之) 平成14年度に土地区画整理事業として都市計画決定をされております。現在、議員ご指摘のように仮称であります。岩滝野田川インターチェンジへ、もうすぐおりてくると、4月には第12トンネルですが、開通するようです。それをおりてくる。それから、鳥取豊岡宮津自動車道について、昨年1年間で石田地域につきましても19年度で大きく進んでいく方向へ前進をしかけたということがありますので、14年度に都市計画決定しまして弓木、府道の弓木

岩滝線の街路事業も含む土地区画整理事業について、現在、今のところ簡単に切り離して話をしていくということにはなりませんのでインターチェンジの完成、あるいは鳥取豊岡宮津自動車道の整備計画による、その交通量の動態を見ながら都市計画決定の変更を申請するのが一番いいのかなという考え方にありますので、もう少し時間をいただいて、今の段階で変更申請はなかなか通らんだろうという思いがありますので、そういう状況を見ながら都市計画決定の変更協議に入ったらいいんじゃないかというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） できるだけ早期に、これが解決でき、工事が進行しますように、ひとつご配慮を、ひとつよろしくお願いを申し上げて、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに。
井田議員。

9 番（井田義之） この今、廣野議員からあった2万5,000円、この予算は執行されるんですか、されないんですか。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 2万2,000円につきましては都市計画課、府庁の都市計画課への協議ということで2回分を見ておりますが、昨年も、19年度も見ておりましたが不執行でした。それから、3,000円については消耗品ということで、昨年については境界くい等を少し買ったということがありますので、事務費、消耗品については執行の予定ありますが、旅費についてはどういう協議が必要かどうか、まだ、確定していませんが、一応持っておるということでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私も、この石田の土地区画が、こういう特別会計で設定されておるということについては、合併して初めて知ったわけですが、この2年間、もう何も先行きしてないわけですね。それで、その都市計画の中の一部だということも存じ上げておるわけですがけれども、これはどうしても特別会計として残さなければならないのか、全然進展も何もせん。進展するときに、また改めてやると。例えば休止状態にするとかいうようなことができないのかどうか。去年もことしも廣野議員から、いろいろ議論が出るわけですが、全然進んでないわけですね。その1億5,000万がどういう格好になっておるのかどうかわからんのですけれども、この休止という格好はできないのか、その辺はどうでしょう。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） これ一定、予算的には執行しておられますし、土地区画整理事業ですから、本来的には土地区画整理をし、用地を、換地処分をしながら歳入と合わせてチャラにして会計を閉鎖するというのが理想、目的なんです、それができない、そこへ至っていない以上、やっぱりこの形で会計的には残しておくべきだろうと。一たん一般会計へ吸収して話が進むようになって特別会計にというのは、もう多分そういう手法はないんじゃないかというふうに私は感じますが、財政担当課長、どういうふうに思われるかわかりませんが、私自身は、この形で残すのがベストだというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） いきなり振ってきましたのでびっくりしているんですけども、原則的に特

別会計条例で、この会計をつくっております。そして、やはり動くときには動かすわけでございます。そういう意味でも特別会計として現状のままやっていくということが、科目取りだけでもです、すぐに動くという意味では適切ではないかというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私は、こういう旅費とか、いろいろな管理については一般会計の中に入れて管理したり、また、旅費をそこから支出したって、別にどうもないん違うかなというふうに思うんですけど、今、企画財政課長の法的な部分で理解をせざるを得んと思うんですけども。例えば、これが今、平成5年からですかいな、進んできておって、ずっとある位置までは一定進んだけども、あともうとまった状態が、ここ五、六年以上続いておるでしょう。だから、そういう状態がいつまで続くかどうか、そのずっと続けておくと、もう可能性が薄くても、ということなのか、その何年かたったら特別会計から、もう外すことが可能なのかというようなことは法的にはないのかどうか、最後にそれをお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。何年間か事業が休止になった場合に特別会計から一般会計に移るといった法的な規制は何もないわけでございます。法的に決まっておることは何もないと、これはあくまでも町としての意思決定であると。例えば、特別会計条例を持っておるけれども、もう事業ができないと。ですから、もうこの特別会計条例を廃止するという話になれば、それはそれで廃止になるわけですけども、現在のところ、そういう意思がございませんので、やはり特別会計条例でくくって科目だけでも、この格好でやっていくということがいいんじゃないかというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） といいますのは、私がそういうことを言うのには科目取りが、もう必要ないん違うかなということが一つありますし、それから、その道路を先にやりたいと、やれないかという考え方ですね。そうすると、その特別会計の中におると全部ひっくるめた中での執行しかできないと。普通会計の方に持っていけば、それを道路の分を先に進めようと、宅地の分がおくれてこようと、これが何ら支障がないようになってけえへんかなということも考えられるので、そんなことを思って質問をさせていただいたということを理解していただいて、道路の要望が先にできるものであれば、その方法も一つの手法ではないかということをおし上げて、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第49号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第49号 平成20年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第50号 平成20年度与謝野町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） それでは1点だけお尋ねをいたします。494ページ、5ページのところで特定健康診査等事業費というのが出ております。これはいわゆるメタボリックシンドロームについての健診だと思いますが、40歳から74歳の方のための新しい健診ということです。内臓脂肪症候群と言うそうですが、それが原因で生活習慣病を引き起こす。つまり医療費を増加させる。そんなことになってはならないということで、この健診が始まるものと思います。何を根拠にしたのか、各方面から疑問の声も出ているわけですが、ともかく基準は腹囲が、おなか周り、男性は85センチ以上、女性は90センチ以上あり、その上に高血糖、脂質異常、高血圧、この三つのうちの一つがあればメタボリック症候群と診断されるということです。診断された人には適切な保健指導が行われることになるわけですが、その結果、指導の成果が上がらない自治体にはペナルティーがあると聞いております。そのペナルティーとは後期高齢者支援金分が10%、最大10%増額になると聞いておりますが、これについて間違いはありませんか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの畠山議員さんのご質問ですが、こういったことで今、特定健診をやって、そして、町の方が指導をしていくということで、そういった一定の成果が上がらなければペナルティーがあるかということでございますけれども、今、聞いている範囲では、その10%ということでございますので、後期高齢者の支援金というのが492ページの一番上側でございますけれども、3億2,501万1,000円ということでありますので、これの10%相当分になれば3,200万という金額が余分に要するというところでございます。しかしながら、これが来年からすぐに要するという意味ではなしに、この指導期間というのが5年間ございますので、その5年間の経過を見た中でペナルティーがかかってくるということでございますので、このペナルティー相当分については、例えば6年後ぐらいからの措置になります。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） このペナルティーに関してですが、5年後ですね、その目標を健診受診率が70%、メタボと診断された人への指導実施率45%などと国が設定しているわけですが、その達成の度合いによって今の言われた後期高齢者への支援金が増加されると、または減ることもあるということですね。それで、国が勝手に決めてくれたわけなんですけれども、健康保険の場合は会社でやるわけですので、会社での指導もできると。ところが国保の場合は皆さん、仕事をされると、仕事を休んでまで指導を受けなければならないということになります。そこでですね、平成19年度もそういうことをされていたようですので、その実績とかから見まして20年度は与謝野町では何%程度、この達成をすることができそうなのかどうか。この点をちょっとお尋ね

したいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この目標なり達成率なんですけども、今言っていただきましたように計画目標等については65%の方に健診を受けていただくということでございます。以前にも申し上げたかもわかりませんが、平成19年度の健診率、国民健康保険の方の受診をしていただきます率が36%ということになっております。平成20年度は若干、こう上げていくということで41%の方に受診をしていただくということで計画をしております。今、申されましたように、この具体的にメタボリックの方に対して、どういった指導ができていいのかと言いますと、現在ではいろんな健康教育なんかの講演会等々の案内はしておりますけれども、個別には指導をいたしておりません。個別に指導をするのは平成20年度からきちっとやっていくということでございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 確かに20年からは個別指導も入ってくるようになってきているようです。けれども19年度実績というのは、まだわからないのかもしれないんですけども、非常に厳しいというように思います。私、受診率70%と言いましたけど、佐賀課長は65%と言われて、与謝野町では36%、これを41%にしたいということですけど、どちらにしても、もう大変厳しいということで5年後にはペナルティーが来るのではないかというふうに、ちょっと悲観的に感じられるわけです。これ、これからは個人指導、メールでの、電話やメールでもできるそうなので、保健師さんや保健課の方にとってはね、もう本当に大変なことになるとは思いますけど、これはよろしくお願ひしたいと思います。

と、お願ひしておいてですね、こういうことが起こってくるということは自治体としては対象者に改善する可能性のある人を選ぶとか、改善しそうな人は特定健診から外すなどしてペナルティーを受けない工夫をしなければならないんじゃないかと、最終的には、こういうことを心配するわけですけど、これでは何のための健診かということになるとは思います。本当にメタボリックの人を減らして健康に暮らせるようにしようというのであれば丁寧な指導が必要で、また、個別の指導もするということですので、これはお願ひしておきます。

また、今19年度は元気館で指導をされていたと思うんですけども、ここでも岩滝の保健センターやクアハウス岩滝なども、いろいろと使っていただくなどして皆さんが参加しやすい方法も、また考えてやるべきではないかと思いますが、この辺のことはどのようにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） こういった元気づくりの事業につきましては、一定、生活機能評価をしまして65歳以上の方については介護保険会計でも申し上げましたように、お元気な方については健診後の健康教育なり、健康講座の方に来てもらって元気づくりをしていただくということになります。そういった介護保険特別会計でもしますし、また、一般会計の方の保険事業の方でも、そういった部分はやっていきたいというように思います。この国民健康保険特別会計では、今言いましたように、そういった健診で一定のリスクを持った方については積極的支援とか、道義づけ支援とか、情報提供と、このように三段階に分けて、その状況に応じてフォローをしていくということで、一般会計、介護保険会計、国保会計、連携をしながら、そういった方をフォローし

ていきたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） 三段階にフォローということで聞いておりますと、少しはよくなるのかなという期待もできるわけですが、このメタボリックの定義といいますが、これも神奈川県保険医協会理事長さんの話では、例えば、糖尿病でしたらインシュリン分泌低下とインシュリン抵抗性の二つに分けられるという。日本人には肥満と関係のない分泌低下が多いと。余り太らないうちに糖尿病になってしまうということを厚生省も認めているということです。特定健診と健康指導では肥満でない糖尿病の人や悪玉コレステロールが高い人は指導から外されます。腹位の数字だけを追いかけた健康づくりは間違いという指摘もありますが、この点については保健課長さんは、どのようにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今回の腹位だけに、男性の方でしたら85センチを超えた方のみピックアップするというんでなしに、リスクが2リスクあるような場合です。今、ご案内いただきましたように血糖でありますとか、また、脂質、中性脂肪が高いとかいった方、その二つ、2リスクあった方についても指導をしていくと。先ほど言いましたように食事指導等々を入れていくということでもありますので、決して、太った方、腹位の85センチ以上の方だけやるいうんでなしに、もっと小さい方についても、そういったリスクが何リスクかある方については、今言いました、この3段階での支援をしていくということでございます。

- 2 番（畠山伸枝） どうもありがとうございました。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは国民健康保険の事業勘定について質問します。

ことは先日の条例で保険税が大幅にアップされる。その根拠に後期高齢者の医療制度が始まり、それから、退職者医療制度の大きな変更があり、前期高齢者というものが出てきて、また、先ほどの特定健診、大きな制度の変更がっておりますので、かなり突っ込んで質問しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、国保についても一定の方について年金天引きが始まるということですが、これが多くの自治体で4月から間に合わないというふうに言われています。どういう方が、この対象になって与謝野町では、いつから始まるのか、その対象の方は幾ら、何世帯になるのか、お聞きします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今ご質問いただきました国民健康保険税の年金天引きの関係です。後期高齢者の方については年金からいただくということになっておりますけれども、国民健康保険の加入の方につきましては、65歳から75歳だけで構成される世帯ということでございます。したがって、国保の世帯の中に若い方がおられた方については年金天引きをしないということでもあります。そういったことでもありますので、これが4月1日からというのはできません。したがって、与謝野町については、今考えておりますのが10月からの年金天引きということにさせていただきたいというように思っております。

なお、今、ご質問の対象世帯なんですけど、対象世帯については予算を締めました12月の

20日現在で一定、こういった状況になるかなということデータをつかんでおります、20日現在でのデータでは1,043世帯の方が10月から年金天引きをさせていただき世帯ということでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） かなりの方が年金から天引きされるんだなというふうに思います。次に、先ほどありました特定健診ですが494ページに予算内訳があるわけですが、国保の会計で財源を合わすということになるわけですね。その予算のうちの2,500万余りのうちの800万しか国府からは財源がないと、1,798万円、1,800万円余り国保税として徴収せんなんということに新たになってくるんですね。これについて、なぜこれだけ少ないのか、非常にちょっとわからないんですが、わかりましたらお願いします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 従来、基本健診等については国が3分の1、府が3分の1、そして、町の単費で3分の1ということで負担をしておりました。それはあくまでも健診にかかる費用だけでございます。ここの494ページ、495ページを見ていただきますと、495ページの一番下ぐらいに健康診査の委託料というのが1,400万、一番下なんです、ありますけれども、そういった、この1,400万のうち眼底検査なんかについては、特定リスクのある方について実施するというのでございますので、そういった部分が省かれます。したがって、1,200万円が対象になるという、補助金の対象になるということになっておりまして、その3分の1、国から3分の1、それから400万です。それから、府の方から同じように400万入って財源的には800万の財源ということになっております。これは先ほど言いましたように一般会計でやっていた場合については、保健師の賃金等については一般財源でやっていたということがありますけれども、国民健康保険の方で、この特定健康診査を行うということでありますので、この予算全部を上げさせていただいていますように、保健師の給料相当分についてを、この国保会計で見っております。そういった費用等々を含めまして、この分が国民健康保険税でご負担いただく金額ということになります。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 以前は国保の人件費は国が出していた、それが一般財源化になった。今度いよいよ国保で払いなさいと、非常に納得できないですね。しかも、これ項目はですね、後期高齢者の医療費を減らす適正化のために国が計画、国が計画した事業と、それをみずから保険税で払いながら、そしてペナルティーまでかけられながら、こういう形でやっていかざるを得ないという本当にひどい内容になっているんだろうというふうに思っています。

次にですね、給付費について質問いたします。先日、国保会計の補正でほとんど19年の給付費の実績が出たと思うんですが、それと比較しますと、この予算は約5,500万円ほど余分に給付費が見てあるのかなというふうに思っていますが、その点はいかがでしょうか。それから、その給付費の財源内訳を見ますと一般財源、いわゆる保険税で確保しなければならないのは約17%余りなんです。以前よりちょっと減っているわけですが、いわゆる医療費が大幅にふえても保険税にはね返るのは、この程度ということになると思うんですが、それについても間違いはないかどうか、お聞きします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） まず、給付費の伸びでございます。今ご指摘いただきましたように本当にここ近年、医療費が伸びておりまして、心配しているんですけども、これはやはり入院された方の医療費が相当高くなるということで、病院の方でもなるべく、病院の方というか、国の方針の方でもなるべく在宅での治療ということを進めておりますけれども、こういったもの、給付費等については19年度実績等々を踏まえて、そして上げさせていただいたものでございます。その財源的なものについては、基本的に給付費の半額、2分の1相当額については国庫金でありますとか、そういったものでカバーをされますので、あと残りの2分の1、かかった費用の2分の1が本来、税でいただく分ということで、ただ、この財源充当上、予算に上げる段階では、今年度については前期高齢者の納付金等々が大きな金額等々が入っておりますので、そういった財源充当によって若干、今ご指摘されましたように給付に対する一般財源が少ないということがご指摘ありましたけれども、これは決してそういうことではなしに、今言いましたように給付費にかかる費用の2分の1相当額については国民健康保険税でお世話になるということでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） その前期高齢者ですね、それから、退職者の制度が変わるということなんです、後期高齢者は一生懸命勉強したんですが、退職者制度が変わるのは、余り勉強していませんね、よくわからないんですが、どういうふうになるのかという点と、財源的に、これを見ますと、かなり変わるんですが、前期高齢者分として5億円入っているというのが退職者分が減る分野もかなり多いわけですね。これは21年も、こういうことになるのか、多分そんなことにはならないんだろうと思っておりますが、いわゆる前期高齢者の納付金がほとんど項目だけになっていると、これが21年からがばっとふやされるということで、結局今度の退職者制度が変わることによって、これも再来年には国保の負担がふえるのではないかとこのように心配するんですが、どのように変わるのか、財源も含めてお聞きします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この退職者医療の関係については、この20年度から本当にころっと変わってきます。どういうふうになるかといいますと、退職の方については60歳から、今までの例でいいますと60歳から75歳まで、長いこと社会保険に勤めてられた方の退職者に対して15年間は退職者医療ということでフォローしておりました。それにかかった費用については、かかった費用から退職者の方の保険料を引いた残りについては療養給付費ということで幾ら金額がふえても、もうすべて補てんをされてきたという制度になっています。それが平成20年度からの改正によりまして、この年齢が61歳から65歳までを退職者で見るということでありまして、65歳から75歳の10年間については、一たん一般から退職にかわられて、65になられたら、また一般にかわられるというような変更になっております。そのようなことから、今回、前期高齢者の歳入の方で見させていただきますと、ページが482ページの第6款の前期高齢者負担金というのが、これが5億534万6,000円というのがあります。先ほど言いましたように退職者の医療にかかった分は療養給付費で補てんされていましてけれども、今言いましたように10年間は一般の方にかわるということでありますので、その一般の方にかわった財源として、この前期高齢者交付金制度が創設されました、20年度から。これが5億円です。そういったように、そ

の財源でもって、今度は支出の方については、今まで退職者で整理していましたもんが、一般の方で支出しますので、そちらの方に振り分けられたということでありまして、これについては、とりあえず退職者医療制度というのは、これから6年間続きますので、それが終わった段階では退職者医療制度はなくなりますけれども、ここ6年間については、まだ退職者医療制度というのが、こういった60から65歳の方については残ってくるというようなことになっております。

1 番（野村生八） 納付金、前期高齢者納付金はどうなっているのか。

保健課長（佐賀義之） 前期高齢者の納付金については、そういったことで財源措置がされたものでありますので、今年度、平成20年度だけということではなしに、一定そういった、これについても残ってくるというようには思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 健康なときには会社に勤められて、そして、高齢になって病気になりがちになると国保に入って、今までは退職者医療制度で支えていたものが、今度はいよいよ国保で支えんなんということですね、結局これも国保の方の負担になっていくのではないかと、20年だけ見ると前期高齢者の支援金の方が多いですからね、ちょっと安心したんですが、それとですね、前期高齢者納付金ですね、492ページの。項目取りだけしてあるんですが、20年は、これ新しくできたわけですね、これが今後ふやされてですね、これも負担になるのではないかという心配をするんですが、これについては、今後どういうふうに、なぜ項目がとられて、どういうふうになっていくのか、お聞きします。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この歳出についてですけれども、項目として1万円を項目取りしております。これはこういったものかといいますと、もらえる方の金額がございます。これは平成20年度からの新しい制度でございます、この高齢者比率が高いともらえて、そして、国よりも低いと拠出しなければならないということがございます。したがって、与謝野町では高齢者比率が高いということでありまして、この歳出の方は余り見なくてもいいかなというぐあいに思っております。それで科目取りをさせてもらっておるということでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） ちょっと安心しました。それでは、いわゆる後期高齢者の新しくできた、これに対する支援金と、それから、それにかわって老人保健がなくなるということでの拠出金の関係ですね。これについて質問します。20年度で見れば、後期高齢者ができて新たに負担ができたのと、それから、老健の廃止によって、なくなっていくことによって大幅に削減されたということになっているわけですが、両方合わせるとですね、7,000万ぐらいふえるのではないかと、国保の負担がというふうに見えるんですが、これは一般会計でしてきたのと同じです。それで間違いないでしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この後期高齢者制度ができたことによって、国民健康保険の負担がふえるんじゃないかなというご意見なんですけども、これについては一般会計でも先走って、このあたりの説明もさせてもらったという経過があるんですが、そんなに大きく伸びないということになっております。今までから、この国保会計としても老健拠出金としては拠出しておりましたので、それ

が後期高齢者支援金に変わったということでもあります。しかし、若干後期高齢者支援金の中では医療費の伸びが京都府全体、医療費の伸び等を見ておりますので、そういった部分が若干上がったということで特別に平成20年度から、この国保で見なければならぬ一般財源分がふえたということはないというように理解をしております。少ないというように理解をしております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 少ないと言われましたが、現実に後期高齢者、新しく3億2,000万拠出されて、そして、老人保健2億7,000万減ったわけですね、拠出が。一般財源を比べるとかなり負担がふえるわけですね。これはですね、今言われたことだけではなくて、根本的には以前から指摘しているように後期高齢者医療というのは地域にとっては、いわゆる一人当たりの医療費が少ない地域にとっては、国保会計に与える影響は甚大だというふうに思うんですよ。例えば、江東区ではですね、この老人保健の拠出金は67億円減りますけども、後期高齢者への支援金は51億円なんですね。はるかに多いわけですよ。いわゆる負担が減るわけですね、始まって。京都市に至ってはですね、235億円老健への拠出金が減って、後期高齢者への支援金は141億円、94億円国保の負担は減るんですね。後期高齢者の66%、負担が減るんですよ。老健の拠出金235億円、後期高齢者の支援金141億円です、減ったのがですよ、老健への拠出金が減ったのが235億円。

だから、根本的に、制度的に、これはかなりこのことによって、この20年の国保会計、負担がふえているというふうに私は見るんですが、なぜこれだけ先日の条例で国保を上げなければならないのかということで調査したわけですが、結局こういうことと、先ほどの特定健診などの新たな負担を国保に求められたというふうな、それから、今からさらにこれが支援金がふやされる可能性がある。そして、6年後には、いわゆる格差が大きいところは負担を減らすという、この制度がなくなっていくということになると、ここでもさらに国保の負担がふえていく。だから、国保が・・・ますとですね、いわゆる地域に対する格差、一層こういう事業でも広げられると、国保税を上げざるを得ない、このことによって、この地域から一層消費力がなくなるということになるんだなということを改めて感じるんですが、これらの点について最後に課長のお考えをお聞きます。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 国保税に対する分の町の方の考え方なんですけども、大変制度が複雑になっております。そういった中でも支払わなければならないもの。先ほど言っていただきましたように、老人保健の拠出金でありますとか、介護納付金等については払わなくてはなりません。それから、給付費も要ります。そういった一切合財の20年度必要な費用額から国庫金等々の財源を、それぞれ見合った係数で計算しまして、差し引きした残りを国民健康保険税でいただくということでもあります。しかしながら、この2年間というのはご承知のとおり平成18年度決算では7,200万からの財政調整基金を取り崩しておりますし、また、この間、見せていただきましたように、3月補正でも9,200万の基金からの繰り入れをしなければならないような状況になっております。医療費等々が伸びた関係で、本来でしたら、そういった費用についても税でご負担いただくわけなんですけども、そういったことが合併直後の時期でありますし、また、税源が国税から町税の方に振りかえられたというようなことがございまして、この2年間というのは

税金、国民健康保険税が必要な金額相当額についても引き上げをいたしておりません。したがいまして、今申し上げましたように、平成20年度では本来あるべき必要な支出から必要な財源を引いた残りについてを国民健康保険税でいただくということで、一定算定をしております。

しかしながら、それは100%ではなしに、今年度についても若干なんですけども、基金からの繰入金として500万円程度の、いわば税相当分は低く抑えているというような状況で予算を組ませていただきました。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 最後と言いましたが、もう一度質問させて・・・町長に最後、質問しますが、その前に今度の国保条例の改正でですね、かなり上がると思うんですが、高齢者がいない世帯にとってですね、何%ぐらいの引き上げになるのか、お答えいただきます。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今回の税率改正によりまして、若干試算をした表を持っております。それによりますと、まず、所得の基準、総所得というのが基礎控除33万あるんですけども、端的に言いますと、所得のない方については今まで7割軽減をしております、均等割、平等割等々、応益応能割を計算しましたのが約1万2,000円、・・・でいきますと1万2,000円お世話になっておったんですが、今回の改正によりまして1万5,000円ということで3,000円近く、1年間に引き上げさせていただくこととなります。それと中ほどといいましょうか、所得が200万程度、基礎控除を引いていますので実際には収入から経費を引いた残りが230万円の世帯で考えてみますと26万5,000円ぐらいの国民健康保険税が30万6,000円ということで4万円ぐらいの引き上げというように、パーセント的には、これでいきますと十五、六%の引き上げになります。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） るる指摘しましたようにですね、後期高齢者医療制度が始まって、京都市などはですね、94億円も負担が減ると。国保税が下げられるわけですね。田舎ではですね、これによって給付費の負担、一般財源は1億5,000万も減るからね。本来、引き上げなくても済むはずなのに、後期高齢者のことによって7,000万、特定高齢者の負担で1,700万、結局これだけ引き上げなければならないという、こういう事態になっているということですね、先日、言いましたように6月議会に向けて、ぜひこういう深刻な事態の中で、これだけの引き上げというね、こういう・・・を、さらに追い打ちかけるというふうに思いますので、ぜひ再検討はお願いしたいと。特に現状のままでは低所得者ほど引き上げの率が高いということになっていきますので、その点も含めてしっかりと、先ほど言われました独立会計という、そういう趣旨だけでは済まないような状況もあるということ踏まえて6月に向けて、ぜひご検討をいただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 6月に向けての、その検討もですけれども、全体の中での話でございますので、後期高齢者の、そういうことの説明がありましたときにも、この件につきましては強く申し上げてきたところです。最終的に、どういう形になるかわかりませんが、できるだけそうした2倍以上の差のあるようなところと同じような形で進めていくということには本当に大きな問題

があるというふうに思いますので、それらに向けて見直しができるような方向で、できるだけ頑張らって主張をしていきたいというふうに思いますし、それを受けた中でもう一度、町の方もきちっと見直しをかけていきたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） だんだんと6時に近づきますので、簡単に質問いたします。

直診の方でございますが、今年度の、この予算ですね、見まして約2,000万ほど、また、一般会計から繰入金を予定されているわけですが、今回の行革大綱の中の、いわゆる、この4年間の見直しの中に、この診療所が、その対象として指定管理者へというふうなことが実際に初めて目に触れました、そういった文言を。これ担当課としましてはですね、今後これ、どのように、この運用をしていくのが望ましいかというふうに、今の先生の賃金が2,400万円近いものがあるわけですが、そういったものが高いのか安いのかも、私もわかりませんし、そういった意味での、この病院経営というものに対しまして、私、全く無知なんです、果たして今の体制といったものが適正なのか、それとも、やはりこれ住民に対する町の行政サービスとしてやむを得ない範囲なのか、その辺の見解がもし課長、お持ちでしたら述べていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまご質問の指定管理者、診療所の指定管理者への意向ということの質問なんですけども、病院経営については、本当に人気商売といいたいでしょうか、人気によって左右されるということでありまして、現在、来ていただいている先生、本当に人気が高くいい先生が来ていただいておりますので、合併直後からいいますと、かなり収入等も上がってますし、また、地域に信頼される病院としてやってきております。そういった中で毎年2,000万円ぐらいの一般会計から繰り入れをして運営をしておるわけなんですけども、こういった事情の中で本当に、これ継続的に、こういった方式でやっていくのがいいかどうかというのも、私も疑問があったりして、本来でしたら、今の先生というのは臨時で来ていただいているんですけども、先生についても、こちらに職員さんとして来てくださると、そしたら、さらにこの、やっぱり高齢者の方については、もう最後まで面倒を見てほしいという思いがありますので、そういったことをお願いをした経過がありますけれども、やはり今の体制でやっていきたいということでもありますので、そのあたり、町の方の2,000万円の負担金が住民サービスの分というたら適正かどうかというのは、私自身は、もうそれは十分、この住民サービスとしての適正な費用だというように思っておりますけれども、全体、町全体運営の中でいいますと、やはり2,000万円というのは相当高い金額ということでもありますので、今後については十分、そのあたり財政当局とも検討しながら、今後考えていかなければならない問題かなというふうに思っております。

1 0 番（赤松孝一） 終わります。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） かなり説明を受けた部分があるわけなんですけども、ちょっと聞き漏らしておるところがあったりしまして、教えていただきたいと思っております。一つは、今度この、先ほどから

話が出ていますように後期高齢者医療制度の絡みで大きく、この仕組みが変わっているわけですが、例えば、490ページにありますような後期高齢者の支援金等のようにですね、いわゆる11カ月分で計上されている分がありますが、この11カ月分でされているというのは、この款項の中で、どれがあるのかなということ。11カ月分がなぜでしたかなということをお願いします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいま勢旗議員さんのご質問です。491ページの、この後期高齢者支援金等についてなんですが、金額は3億2,490万3,000円という費用額については、これは今、ご案内いただきましたように12分の11カ月分ということで見えております。これはなぜかと申し上げますと、これは後期高齢者の医療制度にかかる分の国保からの負担金ということでありまして、これは医療関係については、大概3～2ベースと言いまして、3月診療から次の年の2月までを、この一会計年度とするという一定ルールがございます。しかし、後期高齢者制度というのは、ことしの4月からスタートしまして、来年の20年度予算については4～2ベース11カ月分ということになります。したがって、それに見合う負担金というのは11カ月ということになります。これに対しまして、国庫金等についても、そういった、例えば、この大きな金額としては、先ほど申し上げましたように482、483ページの前期高齢者交付金等々がございすけれども、こういったところについても、この11カ月ベースということで、言いましたように、その高齢者支援金等々にかかわる国庫負担金相当分についても、そういった11カ月ベースで補助金が算入されているということでありまして。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは、今、医療費通知がですね、年に6回ぐらいは、それぞれ届けられるようになっているんですが、この関係と、それから、先ほどありました直営施設につきましてですね、これが調整交付金を受けるためには、どういう要件があれば財政調整交付金を受けることができる。どういう場合に受けることができるのかなと、この点をお願いします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 現在、医療通知につきましては、今説明していただきましたように2カ月をまとめて6回しています。したがって、1年間通じてすべての月が医療通知を出させていただいているというようなことです。こういった分の医療通知に対する調整交付金等々の算入状況なんですが、今、国の方の算入につきましては年8回以上ということになっております。したがって、今言いましたように6回では全期フォローはしているんですけども、回数は足りないということでありまして、そういった調整交付金へのね返りは、いわば単費で見ているというような状況でございます。

11番（勢旗 毅） 直診はどうなの。直診への・・・。

保健課長（佐賀義之） 直診等については、特に調整交付金の中では、この国保会計の方についてはカウントはされておりました。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） 例えば、今、医療費通知の話ですけども、8回で対象になるなら、そらやっぱり機械的な処理ですから、8回にしてもいいんじゃないかなというように私は思うんですけどね、

それはまた、検討課題。

それからですね、せんだってから、私このジェネリック医薬品の使用促進について、ジェネリック、後発医薬品ですね。そう言って質問をしたことがありました。この国保の被保険者に対してですね、私はこの後発医薬品を利用勧奨を積極的に行うべきではないかというように思っております。といいますのは、一つは20年度の、この診療報酬の改定でですね、いわゆる、これの処方せん用の紙変更がされております。それから見てもですね、一層使用促進が図りやすい、こういう状況になっていると思うんですが、この場合ですね、いわゆる医師会や、あるいは薬剤師会の関係でですね、特に今までに話されたことというのはありませんか。ジェネリック、後発医薬品の使用について、与謝郡医師会とか薬剤師会とか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ジェネリック医薬品の使用ということでございますけれども、これは再々言っていますように特許期間が切れて比較的同じ効能であっても価格が安いということであります。そういった薬剤師会なり医師会との調整はということでもありますけれども、そういったことについては今までしておりません。国民健康保険診療所の先生等々と、こういったこともお話しすることがあるんですけども、やはり今、来ていただいている先生については、ここの与謝野町の診療所以外でも診療をされています。そういった中では、やっぱり最新の薬を使って治療をされているという経過がございますので、そういったことで与謝野町診療所の中でも比較的ジェネリックを使われずに新しい薬を処方されているという傾向がございます。そういったことを報告させてもらいたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 国は今、この後発医薬品をもっと積極的に使うべきだと、こういうものは、もちろん医者にかかった人も安く済むわけですし、お医者さんも損得いかない。そういったこともありまして、例えば先進町では、そういうことが積極的にやられておると、こういうことが国保新聞にも連載されるようになってまいりました。ぜひ一つですね、これはもう医療費全体を下げていくと、この国保の医療費を下げるためにも、一つご研究をいただかんなん、もうそういうときが来ているのではないかというようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、もう一つはですね、昨年の秋から、いわゆる混合診療が認められるようになりましたね、いわゆる保険の対象になる分と保険外の分とかですね、一緒に診療を受けられるようになります。現在、厚生労働省はですね、16種類について、それをしているんですが、このことに皆さんもお気づきのようですね、なぜ最近、テレビのコマーシャルを見ておってもアリコとか、そういう外資系の高齢者を対象にした保険ができています。これはやはり、この混合診療がスタートしたということだと私は思っているんですね。実際は、この混合診療について、今、課長、レセプトに表示があるかどうかわかりませんが、その辺はどうなっていますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この混合診療については、過去からいろんな思いがあって、なかなか厚生労働省の方が進めたり、また、医師会の方が反発したり、賛成する方もあったりして、まとまってきておりません。そういった状況ですので、私どもも、まだレセプト等のはっきり、この分が混合診療ですよというようなレセプトは確認しておりませんし、また、その混合診療の、こういった部

分についてがオーケーで、こういった部分については混合診療だめですよという、そういった資料がきちっときておりませんので、私が見ていないかもわかりまんけれども、そのあたりきちっと把握して混合診療等についても適切に対応していきたいというように思ってます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 今、課長が、まだ十分承知していないということなんですが、これ去年の11月に東京地裁判決でもですね、いわゆる混合診療を認めないのはおかしいと、そういう判決になっておりました、これ厚生労働省もですね、それにしたがった格好で、もう既に走っておるという認識をしております、そのことが、私は今、皆さんもテレビのコマーシャルを見ていたら、何でこんな80歳まで入れるような保険がどんどんコマーシャルが出るんだろうな、いうたらやっぱり、ここに私は原因があるんじゃないかと、こういうように思っております、ひとつぜひ、こういった面、これいい悪いはちょっと別にしましてですね、そういう状況にあるということでご研究をいただきたいと、このように思って、終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第50号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第50号 平成20年度与謝野町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。15分まで休憩します。

（休憩 午後4時01分）

（再開 午後4時15分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9に入るまでに、先ほどの勢旗議員の質問に対する佐賀課長の答弁、少し追加答弁があるようでございますので、冒頭認めます。

佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 失礼します。先ほど医療通知の関係について6回をやっているということをおっしゃっていただきました。それが8回になれば調整交付金の対象になると言って申し上げておりましたけれども、今まで過去に4回がだめでして、6回が調整交付金の対象になるということでありまして、現在6回行っておりますので、調整交付金の対象にさせていただいておりますので、修正させていただきます。

議長（糸井満雄） それでは、次に、日程第9 議案第51号 平成20年度与謝野町老人保健特別

会計予算を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。
これより、議案第51号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第51号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第52号 平成20年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは、後期高齢者医療制度の特別会計ということで、質問をさせていただきたいと思っています。

この点は、昨年からずっと全協以来、いろいろと論議もしておりますが、かなりそれなりに深まったのではないかと思います。特に開始に当たって理事者の皆さんに見解を聞いておかなければならないという点がありますし、特に総論について全体的な今の周囲の反応を、受けとめなんかも含めて質問をさせていただきたいと思っています。

まず、初めに町長に伺いたいと思っています。まず、この後期高齢者医療制度そのものはご存じのように昨年6月にベッド数が23万床減る、療養病床ですね、の削減、公立病院の統廃合、廃止、縮小など、自民党と公明党が改革の名で強行した医療改悪の中心的な制度のひとつです。この制度の実施に今、全国で大きな怒りの声わき上がっています。中止撤回、見直しを求める意見書が1月の段階で511の地方議会で上がっています。政府に意見書が出されました。全国的に3月議会が、まだ、この数字の中には入っていませんので、いずれこれは大きく広がるだろうというふうに予想されています。問題は決議の中身をちょっと紹介しておきたいと思っています。福島県の県議会では、こういうふうに述べているわけですね。高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼすことは必至であり、後期高齢者医療制度の実施を凍結するよう強く要望するというふうに言っています。また、北海道の自治体ですが、こう述べています。老後の生活を脅かす制度は認めることができません。このように言っているんですね。また、ほかの鹿児島県の奄美市の議会では、こういうふうに議決しています。制度の一部凍結は問題の先送り

しかありません。大変厳しい指摘がされています。もちろんほかの中にもたくさんいろいろありますが、一部だけ紹介をさせてもらいました。

ここでこういうふうに述べているわけですが、町長としては、この点でどのようにお考えなのか、率直な意見を聞かせていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来からもいろいろと論じられておりますように、非常に与謝野町の場合には医療費そのものも平均が非常に低いですし、京都府下でも本当に低いところと大きいところとの格差が非常に大きい、そして、なおかつ、それはただ単に医療機関がないからだけではなしに、町民の皆さんがそれぞれに医療費を使わないような、いろんな健診をしたり、あるいはいろんな保健指導を受けるなりして努力された結果であろうかというふうに思います。そうした結果と、何もかも一緒くたにして、そして全体の中で後期高齢者のそうした制度に移行していくということについては非常に負担の大きさから言えば、そのこと自体も非常に不平等だというふうに思っております。やはりたくさん医療費を使う、そうしたところにはやはりそれなりの一定の負担をしていくというのが本来、当たり前なことだろうと思えますけれども、こういう非常に後期高齢者がふえる中で、そうした制度を取り入れるにしても、そのやり方というのはもう少し考えていただくべき中身ではないかなというふうに思っております。

そしてまた、これらに向かひまして町村の中でも職員を出向させて、そして、この整備について今、与謝野町からも一人出向させておりますけれども、非常にそうしたそれぞれの市町村に負担をかけながら、これを進めていくということについて、それは一定の理解は示しますものの、そうであるならば、もう少しだれが見ても大きいところと小さいところの、そういう格差というものをも是正するようなやり方で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 当然ね、町を守る町長としては複雑な気持ちもあったろうし、それから、担当課の、これからまた、担当課にもお尋ねするんですが、担当課の方でも非常に制度的な、私どもから言うと欠陥、そういうものを抱えた制度を執行するに当たっては非常に不安といたしますかね、不満な点もあるというふうに思うわけですが、しかし、それはそれで大いに国にも働きかける、同時に、それはそれとして実践的にはね、実際はそれに基づいた実務を丁寧にやんなきゃいけないという点があると思います。

次の質問に移ります。先ほど言ったような議会の表明と同時にですね、老人団体や医師会、これを見ましたけども、医療団体、かなりの、ほとんどと言っていいほどの団体が、これ声を出しているんですね。もうとんでもないということで反対も含めて意見が述べられています。重大だと思つのはね、執行する厚生省の幹部が発言している言葉です。これ一般質問でも一部述べましたが、改めて、その例を石川県で説明会を開いた際の発言を述べておきたいというふうに思っています。これは自治体職員の前で言っていることなんですね。

医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じとっていただくことにしたと、こういうふうに説明しているんですね、そういうことがあると。それから、厚生省のね、社会保障審議会では、病院でのみとりは金がかかるということが論議になって、特別部会報告では後期高齢者の心身の特性として、いずれ避けることができない死を向かえる。このようにまと

めているんですね。ここには今、新しいお年寄り像に対する光の当てられ方を、今していますよね。前向きな非常にいろんな分野で頑張っている。こういうことのお考えは全くないんですね。ですから、違うところで言っているんですが、厚生省の課長は講演で、講演の中で家で死ぬということ。病院に連れて来るなど、こういう発言さえしているんですね。いずれ死ぬ、だから、別枠の制度に囲い込んで医療を抑制する。医療費を抑制する。同時にいわゆる先ほど言った、冒頭に言った病床ですね、病床自身を大幅に削ることと同じ流れで持ち込もうと、これが明らかになったと思っています。この点でこういう認識なんです、課長は、こういう人がつくった、厚生省のこういう人がつくったんです、この制度は。これについて率直な意見が聞かせていただけたらありがたいと思っています。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ご指摘といたしまして、今、質問をいただいたんですが、非常に難しい問題でして、町の方としては本当に目前に、4月の1日から実施していかんなんという責任がございます。そういった中で本当に高齢者の方が治療を受けていただくのに、こういったものを、ロスの期間がないように一生懸命取り組んでおりまして、現況を申し上げますと今、郵便の、記録郵便で、もうほとんどのお家に後期高齢者の医療証が届いたというように思っております。そのように制度的なことは本当に不備な点等々がたくさんあるというように思いますけれども、まず、今、受けていただきます高齢者の方に、そういった負担をさせてはいけないということがありますので、一生懸命やっていきたいというように思います。しかしながら、今後、今ご指摘いただきましたように、多くの課題が実施していった中で出てくる可能性がありますので、そういったところについては、当然、国なり声を上げて要望なりしていかなければならないというようなことは思っております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 立場もありましょうし、あれですが、やっぱりそういうことだということも一方で踏まえながら仕事に精を出してほしいというように思っています。今ね、お年寄りさんの年寄り論というかね、高齢者論みたいな言い方をちょっとしましたけども、やっぱり地域の中ではね、非常に老人パワーといえますかね、ボランティアだとか地域の中での役割というのは非常に大きな貢献をしています。75を過ぎても80過ぎてもですね、こういう働きをやるというかね、地域の中での役割を果たしている。ここはね、こういう今つくったら人らにはね、見えないわけで、この制度の中からひとかけらもそういうことがないわけで、そういうことをしっかり、やっぱり大先輩の方ですので、やっぱり我々若い世代で言えば、余り若くもないんですが、大いに教訓にする、このことが非常に大事だと思うんです。ところが、そういう制度になっていないことが非常に私、怒りに感じる場所です。

そこで最後の質問になりますが、ちょっと概要で言えばね、この制度は、この間、論議されているように、私の理解ではですよ、大問題の一つは保険料の負担の増大の問題です、将来展望を含めて、これが、これからもそうですけども。それから、二つ目の問題はね、高齢者医療を全く別立てにして差別医療に放り込む、これが二つ目だと思っています。それから、三つ目の問題はね、老後のこつこつと何十年もためてきた暮らしの資金を、暮らしの資金である年金をですよ、これを、これから何の了解もなく無造作に天引きしているという問題ですよ。私はね、大きく言

って、これ三つあると思っています。このことは細かい問題は・・・にしてですね、最後にこの点を課長にお伺いしたいと思っています。

この制度によって都道府県では、この関連法案との関係もあるんですが、医療費適正化計画、これはくせものなんですね、医療費適正化計画、これはもう課長知っていると思うんですけど。もう一つが医療計画です。三つ目の問題が特定健診、問題にありましたね、特定健診等々の実施計画、この三つです。この点について特に問題というかね、お考えがあったら、これを聞かせていただきたいなと思っています。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、ご質問いただきました医療費適正化計画等についてなんですが、これは医療費をなるべく安くしていこうというようなことでございます。しかしながら、これはただ単に医療費を削れば良いということではなしに、特定健診とも絡んでくるんですけども、やはり元気な体をつくっていこうというのが国の方の大きな目的です。これは今、私ども国の方からもらっている資料では、決して高齢者の方に対する医療を抑制するというので、75歳になったから必要な医療が受けられなくなるということではないですよというようなことも来ております。そういったことで基本は、やはり元気で医療費を、元気づくりに励んでいただいて、そして、医療費を、その結果安くしてほしいというのが医療費適正化計画の根拠であるというように思っております。

それと、特定健診についても、これはそういった一定リスクのある方については早期に予防するところによって健康な、健康寿命を延ばしていこうというようなことでの、一つのきっかけということでは大変大きな意義があるんじゃないかなというように思っております。そういったことで、議員さんの納得できる答弁にはなっていないかもわかりませんが、一応、基本はやっぱり元気な高齢者をつくっていこうということで、病気になられた方については一定、その治療は、先ほど言いましたように医療制限を受けるといってはなっておりませんので、今後、元気な方についても病気にならない方策をいろいろと国の方でも工夫しているというような状況だというように思っております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありませんので、一言だけ言っておきます。課長がね、今答弁されたように、良心的に前向きにね、利用されたいんですが、実はそうではないと思っているんです。それは実証されるでしょうから、それは時間の問題だと思うんですけどもね。いろんな点で不都合が起こってくると、この間の医療制度の流れから見たらね、想定できることですよ。ですから、そのことも冷静に判断基準の一つとして持っておかないと、とんでもないことになるんじゃないかと、現場でね、執行する際に。以上で終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 質問いたします。簡単にしますので、よろしくをお願いします。

ただいま伊藤議員の質問にですね、医療費適正化の説明のところ元気な高齢者をつくっていくものであると。だから、必要な医療を受けられなくするものではないという説明がありました。しかしですね、包括払いという話が出ておまして、日本経団連の会長は医療コスト削減のためには後期高齢者医療制度は医療費の増大が見込まれており、導入当初から包括払いを基本とした

制度設計が大事ではないかと、このように言っておられます。包括払いというのは病気ごとに治療費の上限が決められる定額制のことで、金額は6,000円というふうに言われておりますが、その範囲内でしか保険のきく治療ができないため治療が制限されることになるということです。この包括払いについてですね、最初から導入するわけではないということですが、いつごろからなりそうなのか、このようなことが情報として課長のところに入ってきているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの包括払いの今後のあり方ということでご質問をいただいたというように思います。私、手元にも3月の25日付、国の方から新聞チラシの方に入っています資料等々、たくさん医療がここの20日にも入りましたし、25日にも新聞折り込みが入ったというように思っております。その中の情報では、そういった包括払い制度というのはございませんし、この医療に関する分についての厚生労働省からの、ホームページの方からもずっと検索をしておりますが、そういった分がいつから始まるとか、やるとかいうことの情報等については一切ございません。したがって、私どもについては情報としては持ってありません。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 課長の方と申しますか、町の方には、そのようなことは来てないということですので、これは当分の間、先送りになるのかなということ、ちょっと間はほっとするわけです。それは、せんだって配られました後期高齢者の医療の保険証ですか、が配られたんですけど、その中に、この説明の、制度の仕組みというのが入っております。これを見ますとですね、高額医療についての説明があります。1カ月の医療費が高額になったときは低所得1、2の場合、入院の際に限度額適用標準負担額減額認定書を発行していただければ限度額以上を支払う必要がない。また、食事代も安くなると、こういうことになっております。そこで、低所得以外の一般の方ですね、こういう方については一たん支払わねばならないということのようですけども、こういう人たちに対しては、これ以上、払わなくていいという、こういう証明はないものなのでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 後期高齢者医療の方で治療を受けていただいた方についての限度額というのは、入院の場合が高額相当額になるんですけども、国民健康保険でしたら、かかった医療の3割負担分ということで、それが50万円になっても100万になっても一たん払っていただく。また、事前にそういった限度額を払っていただいたらいいという証を発行させてもらった場合についてはいいんですけども、後期高齢者の場合も同じようなことがありまして、一般の方でしたら入院の場合については4万4,400円ということで、この今ちょうど私も資料を持っていますので、14ページあたりを見ていただきますと、これの月当たりの外来プラス入院の限度額というのは4万4,400円、これは1割負担の方なんですけども、この方も入院で、入院の場合については、それ以上払ってもらうことは必要ございません。したがって、その1割負担相当額が、例えば100万かかって1割負担ですので10万円かかっても、入院されましたら4万4,400円以上は払わなくてもいいということになっておりますので、そのあたりはご理解いただきたいというように思います。

ただし、3割負担の方については若干その一部負担金が高くなっているというようなことでございますけれども、そういった限度額以上については、もう払っていただかなくてもいいという制度になっております。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） この制度なんですけれども、丁寧にこれを見るとね、わかるんですけれども、ほとんどの方が、字も小さいですし、どこを見ていいかわからないということもありまして、もうどこかにしまってどこへいったかわからんという方が大変多いようなんです。この制度を知らないという人が本当に多いので、もっともったこの制度が広く知られるように、安心して入院ができるようにPRといたしますか、もっともった広く知らせてほしいなと思うんです。もっと言うなら通院しておられる方に、もう最初から低所得の人には、この限度額適用標準負担額減額認定証というものを配っておいてもいいんじゃないかと思っているぐらいなんですけれども、そこら辺のPRと、前もって配ることに対しては何か問題がありますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今までに老人医療で、既に入院等をされておられる方については、今回、保健証と一緒に、もうこの限度額認定証もっております。そういったことでサービスの的には同じように、老人保健制度と同じようにしておりますし、また、新たに入院される方等については町の方に来ていただいたら、それはすぐに発行させていただくということにしております。そして、PRについても各高齢者、老人クラブ等々にもっておりますし、きょうは与謝野町、本当にCATVがございますので、CATVで録画をしております、後期高齢者制度についての録画をしております、こういった方が本当に小さな公民館でも見てやるかと言われると、そのビデオテープをお配りして、そして、周知を図りたいというように思っております。そういったことを保健課としても一生懸命、そういった老人クラブの方にも当然言っていますし、障害者のグループにも言っていますし、また、ビデオで収録して、それを流していく、また、ビデオをレンタルして見ていただくというような方向で、なるべく皆さんに制度を知っていただくような方法で考えておりますので、ご理解いただきたいというように思います。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） 後期高齢者だけではないんですけれども、府の福祉医療をもらっておられる方も、これが当てはまると思いますので、割に若くても、後期高齢者よりも若くても知らない方がおられるので、よろしく願いをしておきたいと思います。

では、以上で質問終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

ここであらかじめ申し上げておきます。本日も17時以降、会議を続行いたしますので、あらかじめ申し上げておきたいと思います。

- 1 番（野村生八） それでは、引き続き質問させていただきます。いよいよ4月1日から後期高齢者医療制度が始まる。全く新しいといいますが、今までとは違う制度というふうに理解しています。その点は、先ほど課長が言われた答弁と大分違いますので、確認をしていきたいと思うんです。今までの質疑しましたように、今までの医療保険というのは積み上げ式ですね。病院にかから

れてかかった医療費を積み上げて、それを、それぞれの保険で持ち寄って支えていくということですが、後期高齢者医療制度は最初からかかる医療費が決められていて、その何割を本人に払っていただくという制度だと理解してるんですが、これでいいでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほども申し上げておりましたように、この後期高齢者の制度というのは、この必要な医療を制限するということにはなっておらないということがございますので、そういったように、もう上限を決めて、その枠内で支払って、それ以外については治療が受けられませんという制度ではないというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今はそこでスタートをしていたというのはわかるんですけども、つくられた経過、そもそもの厚生省がつくった発想の根本は、先ほど伊藤議員が言われたような、そういう発想でつくられていると。とにかくわかっているのは既に20年度で、これだけの医療費という予想がされて、その1割ということで保険料が賦課されていくわけですね。だから、20年度の医療費は後期高齢者の、これだけだっというの、もうわかっているという、予定されておるわけですね。それを超えれば来年に、もちろん調整はされて超えた分をさらに保険料を上積みしますよという、ようけ使ったところですね。しかし、これは根本的に今までの医療の健康保険や、そういう制度と違うという、つくられている内容が。だから、これも適正化するために、そういう形で、今までとは違う形で始めているというのが明確だろうというふうに思うんですよ。ただ、実施が最初からできないというだけのことでですね。現実に審議会では、先ほどご指摘があった包括制ですね、月6,000円というのは、もう決定がされてますしね。まだ、出てきてないでしょう、決定がされているということなんです。だから、どうなるかという、包括払い制と同時にもう一つはかかりつけ医の制度になっていくわけですね。この二つでとにかく医療を抑制するという方向性は、もう明確に国の方では出されているというふうに思うんですが、かかりつけ医制度ということになると、どうなりますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） このかかりつけ医制度という質問を受けたんですけども、国の方の一つの考え方とすれば重複他受診ということは、今言われております。いろんな病院にたくさんかかれて、医療機関をずっとわたられるというようなことがありますけれども、今回については一定、今、ご指摘のとおり、このかかりつけ医というのを一人決めて、そういった中で総合的に自分を診ていただくという格好で、今までばらばらばらということだとたくさんかかっているところを、主治医を持つというようなことで整備をされたというように理解をしております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 町の保健課長としては、国の説明でね、そういう答弁をせざるを得ないというのはわかるんですけども、簡単に言えば大病院に行こうと思えば自由に選択して行けなくなると、75歳を超えるということに変わるわけですね。それと同時に月6,000円、どういう状況であろうと月6,000円以上は自己負担でいただくということがですね、もう実施されるわけですね。そういう形によって一定の割合の医療費に押さえ込めるというのが高齢者の、この新しい後期高齢者の医療制度だということになっているわけですね。明確にそういうことが、そういう

審議会の中で論議をされて具体的に進められてきているわけですね。だから、これは実際、本当にただ単に保険料が上がるだけでは済まない、医療が、自分が望む医療が今までみたいに受けられない、こういう事態がやってくるわけです。もう一つは健診ですね、健診もですね、当初は75歳を超えると、もう必要ないという話でしたが、批判の中で20年は全員するという話になったわけですね。その後は、もうどうなるかわかりませんが、当初は努力目標ということだったわけですね。この点についてはいかがですか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この健診については、それぞれの保険者が持つということになっておりますので、75歳以上の方については広域連合の方が持つということになります。そういったことで与謝野町としては、今まで町民、みんなの方を健診、受けておったんですけども、国民健康保険の方、社会保険の方、後期高齢者の方ということで、こういうように分かれてきております。そういった中で、今ご指摘いただきましたように、75歳以上の方につきましては、一応、絶対にしなければならないということではなしに、努力目標ということで国の方は位置づけをされましたけれども、私どもも、そういった75歳になったから一遍に健診をしないのでは、これはもう納得いかないということで、広域連合の方にも言ったような経過がございまして、それはまた、健診として、広域連合としてはできないけれども、各市町村の健診の中でカバーしてくださいということがありました。そういったことを受けて与謝野町でも、そういった75歳を超えた方についても国保がやる健診の中に75歳以上の方も受けていただくと、このように制度としてはフォローしています。とりあえず20年度については、そういったことで受けておりますけれども、今後ともそういったことでぶちっと20年度だけやって、それ以降はもう努力目標だからやめますよということにはならないように今後ずっと継続してできるような体制なり、要望はしていきたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） この問題も批判が出て20年度は全員対象にするということに変わったわけですね。だから、やっぱり先ほどから言われているように、国に対して、これは大事だと、これは変えたらあかんと思えることは町民の中で考えてですね、やっぱり国に対してしっかりとっていかないと守れないわけですね。この健診、ぜひもし全員対象でなくなってもですね、そういう形で与謝野町ができる形になっていきますので、そういう事態の中でも与謝野町としては全員対象に健診が続くということにさせていただくように、ぜひお願いしたいと思います。これは町長にお聞きしますが、そういう国に対して、こういう形でする必要があるということや、そして、その健診の問題についてお考えをお聞きします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） やはりおかしいと思える、あるいは理不尽だと思えるようなことについては、やはり町を預かっているものとしては、やはり国に対してものを言っていくという、そのことは非常に大事なことだと思います。そういったことに努力はしたいと思えますし、全員の健診につきましても、できるだけそういう方向で努力はしていきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 全員の保険料が上がるということはですね、凍結ということで見送りされたわけ

ですが、一部の人は上がるわけですね。若い人と一緒に暮らしておる方は国民年金で3万円、4万円でもかなり天引きの額が大きいわけですね、減免がなくて。そういう形で、この後期高齢者の保険料でも、この地域から、そういう消費力が奪われていきますが、最終的に、これ全員が保険料が上がるということになると、どれぐらいの額が上がることになるのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この後期高齢者医療の医療費の増加等々によって医療費、保険料が上がるかというご質問なんですが、先ほど国民健康保険の条例改正をさせていただいて、所得のない方については今まで1万2,000円であったものが1万5,000円程度に上がるということを申し上げておりました。今度、後期高齢者の保険料については、今まで国民健康保険で、先ほど言いましたように1万5,000円になる方については、もうそれは国保は払っていただかなくてもよいようになって後期高齢者の保険料を納めていただくということになります。したがって、先ほど言いましたように低所得の方についての、国民健康保険では最低のランクで1万5,000円、それから、後期高齢者の制度としては2年間なんですけども、これが与謝野町では1万1,300円ということになりますので、国民健康保険の今まで払っていただいた金額から比べますと後期高齢者医療制度に変わって納めていただく保険料については安くなると。ただし、これについては2年間、2年間、2年間のちょっとずつ引き上がっていく6年間の暫定措置がございますけれども、その試算をしておりましたけれども、先ほど言いましたように20年度、21年度については1万1,300円、そして、この医療給付費が、大体今の国の方が予定しておるような状況で推移しますと、今度は22、23年については1万2,000円程度という格好で飛び抜けて上がるということにはなっておりません。しかしながら、これについては言いましたように、医療費の動向によって、かなり変わってくるということでもありますので、現在の保険料、お世話になるについては、とりあえず20年度、21年度の2年間については同じ額でお世話になると、その高齢者の方の所得が変わらなければお世話になるということでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 私が先ほど言うたのは、扶養家族の方ですね、この方が後期高齢者に引きはなされるわけですね。その場合は保険料が世帯としてはふえるのではないのでしょうかという・・・。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、確かに社会保険の扶養にとっておられた方については、今まで老人保健で治療をいただいても、そういった分の保険税の負担というのはございませんでした。この後期高齢者医療制度になりますと、そういった被扶養者の方についても保険料をご負担いただかなければならないということになります。これはご承知のとおり平成20年の4月の1日から9月いっぱいまでは、その方々については無料、そして、平成20年の10月の1日から翌年の3月までについては、本来納めていただきます均等割の10分の1ということになっております。このような制度で暫定措置は、この1年間がありますけれども、ご指摘のとおり今までゼロだったものが、たとえ10分の1相当額についても納めていただかんなん。また、平成21年度については、そういった部分については所得割の部分は要らないんですけども、均等割額の2分の1相当額を納

めていただくということで2年間の暫定措置はあるというものの、2年過ぎますと一定今、国民健康保険の方が納めていただくような体制で保険料をお世話になることからいえば、それは負担がふえるということでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 国保の家族の方もですね、同じなんですね、社保の方だけじゃなくて、国保の方の、息子と一緒に国保に入っている方も引きはがされて、そして、同じ世帯に息子が住んでいて所得があると軽減措置もないと、わずかな収入でも、7万、8万、年金から年間取られるわけです。その総額というのが与謝野町で幾らになるのか、それだけ取られるとですね、与謝野町の消費が一層冷え込むということになるんだろなというふうに心配しています。今言いましたように保険料がふやされて年金から天引きされて、医療については今は医師会や、そして、高齢者の団体などの大きな反対で4月からの実施ができないという事態になっていますが、根本的な制度は包括払い、この病気にかかっても1カ月使えるお金は、今示されているのは6,000円、それ以上は自己負担で病気になったら治してくださいという、こういう包括払い等、そしてかかりつけ医、自分が好きなときに、病気になったらどこにでも病院に行けるんだという制度を変えるという、かかりつけ医の承認がなければいけないという、こういうことによってしか、この後期医療制度の一定の医療費を納め込むことができないという根本的な仕組みがあるわけです。だから、これが本格的に実施されると、本当に高齢者の医療が守れない、命が守れないという事態になるわけですね。国では今、3月末で暫定税率が切れる、特定道路を1年後には一般財源化する。そういう問題で盛んに論議がされています。この道路をつくることについては、あれだけ真剣に努力されている。しかし、こういう高齢者の命を守ることはほとんど興味を示していない。4月1日から、こういうことが始まるということはほとんど放映されない。こんなひどい政治、また、こういうひどい制度、これは絶対、やっぱりやめるべきだというふうに思います。高齢者の方もですね、生まれて75歳になったわけじゃありません。戦中戦後を一生懸命働いて、そして、国のために命をかけて支えてきた。そして今、ようやく一線から退く、そして、余生を楽しく暮らすべき高齢者がこういう仕打ちをされる。国からほうられるというね、捨てられる、こんなひどい制度はですね、絶対やるべきではないと、引き続き、この制度を実施させないという、そういう方向で多くの皆さんと一緒に頑張っていきたいというふうに思っています。こういう国の制度のもとで伊藤議員が言われたように、町としてはやらざるを得ないという、こういう状況ではありますけども、そういう中でも、ぜひあらゆるところで、この町の高齢者の後期高齢者も含めて、前期も含めて、命を守るために努力いただきますよう指摘しまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今、議員さんからいろいろと、そういった情報、諸事情を報告いただきましたけれども、本当に今、テレビなんかで放映されていますことを聞いておられると、本当に不安になってくるというふうに思います。しかしながら、申し上げたいといいますのは、今、受けておられる医療費が本当にばさっときられて4月1日から全く受けられない、一部分しか受けられないということにはなっておりません。今の医療については確保されるということ、きちっと国の方からも言っております。将来的には、そのあたりはわかりませんが、そういったとこ

がありましたら町の方も十分国の方に声を立てていかなければいけませんけれども、もう再々言いますけれども、現在では4月から医療を受けていただく方については、今までどおり治療を受けていただいて、安心していただけたらいいというように思いますし。また、不安なり保険料等々で本当に個々の方によって心配なり、どういった算定方法がされるかなというご心配の方については、役場職員一丸となって一生懸命対応してまいりたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 4月からの実施は課長、言われたとおりですが、審議会に具体的に提案したけども、医師会や高齢者団体などの反対で実現できないという、先送りになったという、そういう状況ですから、今後、不安が大きいということを指摘して終わります。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第52号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第52号、平成20年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第53号 平成20年度与謝野町財産区特別会計予算を議題とします。本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） 財産区について、お尋ねをいたします。

提案説明の中で総務課長、財産区については気張ってお願いをしたんだけど、了解が取れなかったというようなあれもあったのかなというふうに思うんですけども、ここに出ておりますのは七つの団体のみが出ているわけですね。それで、これも決算のときにも監査委員さんの方からも一部の財産区のみでちょっと寂しいというのか、表現はちょっと覚えておりませんが、そういうような言葉もありました。我々は、この議会で財産区の管理委員については、全財産区の管理委員さんをここで承認をしておる格好になっておろうというふうに思っております。それで、この財産区の地方自治法の特別地方公共団体の法律を見ましても、何かちょっと私も理解に苦しむ部分が結構あるんですが、この部分について財産区の背景については、議会の承認があってもなくても別に関係ないのかどうか、なぜこの議場に、議会に、この財産区の会計が出

てくるのか、それをちょっとわかりやすく説明お願いいたします。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 財産区の件につきましては、私、旧岩滝町で経験がなかったものですから、それ以降の勉強ということで十分にお答えできるかどうかわかりませんが、これにつきましては、地方自治法の法律によりまして財産区の役員等については議会の承認が・・・必要ならないということになっておまして、当然、予算決算についても議会の議決が必要というふうになっておるものでございますが、旧来からの事情といいますか、長い歴史の中で、この予算決算については歳入と歳出、総額といいますか、この地役権、関西電力の関係、それと山林を直接貸しておられる関係のみを上げられておったという、議会で予算決算をされておったというふうな経過もございまして、その当初予算の説明のときにも申し上げましたけれども、旧野田川町の方法が正しいであろうというふうに考えておまして、財産区それぞれ出向いてお話しはしておらないわけですが、代表さんを努められております加悦地域の区長会で話をさせていただきましたし、それから、私も、その中の数人とお話をさせていただいたわけですが、やはりちょっと自治法で決められておるということは承知をされておりますけれども、この程度と言うたら申しわけないんですけども、こういう予算決算でいいんじゃないかというふうな話もございまして、その部分でまだ、調整がついていないということもございまして、今回も、このような前年度と同様な格好で提出をさせていただいたということもございまして。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私もわかりにくいというのか、わからなくて聞かせてもらっておるんですけども、結局、財産区で、いわゆるここに上がってくるのは町を通して金が動く部分だけが上がってきておると。それで、例えばこの間の緑資源機構の、いわゆる分収造林の部分についても、その分がちょっと上がってくるということで、実際には財産区については、いろんな収入があり、支出があり、そして、財産区の土地を地域に貸しておられるところもあるということで、財産区の会計は財産区の会計として、そのそれぞれの財産区の中で会計報告をしておられるわけですね。それで議会に対しては、そういうことを一切なしで、それでその財産区の管理委員さんだけは議会でちゃんとしなさい、議会でちゃんとしなさいと。これは知事の権限である部分もあるんですけども、議会の議決すべき事項を議決させることができるということで295条ありますので、こういうこともあるんだらうと思うんですけども、その中途半端なものだったら、私はもう議会に出してもらわんでもいいん違うかなということができるとかどうか。その辺のところはどうなっておるのか、どうしても議会に出さなければならぬのか、出さなくてもいいのか、出すとすれば、やっぱり中途半端なものやなしに、ちゃんとしたものが出してほしいなど。

それから、欲をいえば私は野田川の時分にもよう言っていたんですけども、財産区の財産がどれだけあるのかということも掌握されておるんですかということも言いましたが、きょうはそこまではよろしいですけども、とりあえず、この予算決算について財産区と議会の関係、これについてちょっとわかりやすく説明がお願いできたらというふうに思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） わかりやすく説明できるかどうかちょっとわかりませんが、私なりに説明をしてみたいと思います。財産区といいますのは、特別地方公共団体で法人格を持っており

ます。与謝野町は普通地方公共団体、財産区は特別地方公共団体、こういうことでございます。ご承知のように、特別地方公共団体として皆様、よくご存じなのは一部事務組合、これも特別地方公共団体でございます。この公共団体にはすべて議会がございます。いわゆる与謝野町であれば与謝野町議会、一部事務組合であれば一部事務組合、予算決算、それから、いろんな議決内容がありますけれども、それらは議会の議決を得なければならないと。それで、法律的には財産区議会というものも設けることができるわけでございますけれども、これはよほどの利害関係がなければ設置しないことになっております。じゃあその場合、その特別地方公共団体はこの議会の議決を得るのかといいますと、管理する市町村の議会の議決を得るということが決められておるわけでございます。

したがって、与謝野町の場合は財産区議会がございませんので、与謝野町議会の議決を受けるということが法的に決められておるということでございます。そこで、そのじゃあ議決しなくてもいいのかどうかという問題でございますけれども、基本的には、もう議決事項でございます。しかし、今まで旧野田川でもとっておらなかったということもでございます。それから、現在でもきっちり取れておるといってはございませんけれども、それを何年かかるかわかりませんが、地域ともお話をしながら、正しい方向に持っていくというのが、やっぱり目標とすべきところだろうというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 大体わかります。要は結局、そういう一定それぞれの財産区が、そこで議会を設けなければ、やっぱり我々の中で一定の理解をしておく必要があると。分収造林等もあるわけですね。だから、やっぱりそれなりの一定のところを示していただきたいということ。それから、また前にも言いましたように、財産区の土地を町が使うときの金額というのか、その条件等についても、今ばらばら、その辺もやっぱり一定の統一をしていただくようなことを、私は切に望んでおるわけですね。それで、そういうような意味も含めて質問をさせていただいておりますので、一日も早いこと財産区と議会の関係、また、町との関係を一定整理していただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第53号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第53号、平成20年度与謝野町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りします。

ここで1時間たちましたので休憩をとるべきではございますが、引き続き最後までやりたいと思いますので、ご賛同願いたいと思います。

それでは、次に、日程第12 議案第54号 平成20年度与謝野町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

- 9 番(井田義之) これにつきましては簡易水道のときに、ちょっと私も勘違いしておったようでございまして、というのは水道の整備計画が上水道と簡易水道と一緒にあって出たおりましたので、その点を修正方々、質問させていただきます。

いわゆる上水道の方で先ほど言いました石綿管並びに地鉄管について順次敷設がえを行うということのようでございます。そこで、ここの上水道、いわゆる水道事業の中で、この石綿管が何メートル残っておるのか、地鉄管が何メートル残っておるものか、また、これを敷設がえするのに、どれだけほど大体かかるのかということが、お願いをいたします。

議長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) お答えしたいと思います。岩滝地域の石綿管であります、1,601メートル石綿管が、まだ残っておりまして、全体は4万1,788メートルの敷設がえがありますが、石綿管、4万1,788メートル管が敷設をされております。そのうち石綿管が1,601メートル残っておりまして、そのうち今年度に515メートル敷設がえを行います。その、20年度に、新年度に515メートル……。それと平成24年度と25年度に整備計画にも上げておりますが、鑄鉄管を966メートル敷設がえを行います。今、鑄鉄管が1,227メートルありますので、そのうち966メートルを敷設がえをしたいというように計画をしております。

整備計画の中にお示しをしておりますように、整備計画の59ページ、資料にありますように平成20年度、今年度ですが配水管の敷設がえ、1,802万5,000円をしております。それから、平成24年度につきましては、配水管の敷設がえで2,610万円予定をしております。あと25年度になりますので、ちょっと24年度までの計画を上げていますので、また、次年度につきまして報告させていただきます。

議長(糸井満雄) 井田議員。

- 9 番(井田義之) 合併当初、岩滝の浄水場については使用料が安くて、それで21年度、来年から上げられるということなんですけど、ことし平成20年度については、料金改定がない分、また、赤字がというのか、数字として赤字がふえていくということで、ちょっとあれなんですけど、今年度の大体赤字は何ぼになるんですか。

議長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) 予算書の中での577ページに流動資産の現金預金という欄がありますが、19年度末で3億4,439万6,777円、3月31日現在ありますが、来年の3月31日現在、見込んでおりますのが現金で3億1,258万1,462円で、三角の3,181万5,315円が現金としては赤字になるということでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 時間もあれですので、簡単にもうあれですけど、この21年度に結局上げて、今の簡易水道と同じ料金にすると。それから、先ほど言いました償還計画の中でも、そういうようなことが出てきておるわけですけども、それでは28年度に再度、一応簡水と上水を28年には1本になるわけですから、そのときに再度その岩滝地域については、一緒に上げていくというような考え方で財政シミュレーションができておるといふふうに理解したらいいんですか。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） そのとおりでございます。先ほど平成20年度で三角の3万3,181万5,315円の中には、今年度60年度に借入れをしました残債が1,699万7,960円残っておりますので、その分も繰上償還として借りかえずに繰上償還をするということで、その中に入っております。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第54号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第54号、平成20年度与謝野町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 請願第1号 子どもたちゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

本案についても文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提示されております。本案について、委員長の報告を求めます。

上山委員長。

文教厚生常任委員長（上山光正） それでは、付託されました請願について報告をさせていただきます。

付託の年月日は平成20年3月3日、件名ですが、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書でございます。

審査の結果ですが、請願事項の1、2、3については不採択とすべきものと。請願事項4と5につきましては、採択すべきものと決定をいたしました。委員会の意見ですが、別添の資料にご案内していると思うんですが、審査の経過ですが、3月3日、上記案件を本委員会に付託されたところでありまして、そして、平成20年の3月7日、午後1時30分から委員会を開催いたしまして、付託された案件について請願者であります与謝地方教職員組合、浦島清一氏を参考人と

して出席を求めて、そして、説明を受けたところでございます。

質疑終了後に審査し、採決を行いました。この審査の段階で委員の主な意見でございますが、五つある請願事項の中には賛成できない事項もありますが、理解できる事項もある。また、新年度予算においても教育予算は減額されずに確保され、加配教員の配置、教育相談や支援、サポート体制など、町が既に対応している、この請願事項があり、採択とすべきとは考えられない。また、校舎、体育館の耐震改修、危険遊具の件につきましては、議会でも議論をし、要求しているところであり、請願事項として理解ができる。また、30人学級については、児童・生徒数の減少で実現できている学級がある。また、請願者の説明では、今後における教育予算の削減を行わないことを要求しているので、行政改革を推進、進めていかななくてはならない厳しい、この町の財政状況の中で教育予算増額は要求できない。また、この請願事項は校長会が町に要望すべきと考える。また、校長会と教職員組合が一本化して、そして、請願すべきで、採択には反対である。請願は理解できるから趣旨採択とすべきと考える。

請願事項の中には理解できる事項があるから一部採択としてはいかがか。財政事情から見て、請願の採択に当たっての判断基準である実現の可能性のあるものとは解釈できない事項があり、採択はできないと考える。

結果ですが、採択の結果、次のとおり決定いたしました。

以下の請願事項、1、2、3については、全員賛成で不採択すべきものと決定いたしました。また、1、2、3の内容ですが、一人一人の子供たち大切に教育の実現のため町独自に30人学級の早期実現のための措置をしてください。

二つ、教育条件の充実のため教育予算を増額し、教育費の保護者負担を軽減してください。

三つ、特別支援が必要な子供のための加配教員の充実とともに町として教育相談や支援、サポートができる体制や施設をつくってくださいという内容でございます。また、採択となりました4、5の内容ですが、4、5については賛成多数で採択すべきものと決定をさせていただきました。

4の内容ですが、校舎、体育館の耐震調査後の耐震改修を早期に実現してください。また、改修に当たっては、より豊かな教育施設が実現できるよう学校改築を進めてください。

五つですが、危険遊具の指定、撤去後の新たな遊具設置に早急に取り組んでいただきたい、でございます。

こうした請願の審査の中ではどうか、委員会の審査方法ですが、委員会は請願について審査の結果を次の区分により議長に報告をしなければならない。これは与謝野町議会会議規則92条第1項でございます。したがって、採択すべきものと不採択すべきものの二通りが通常であります。請願が数項目からなる時、採択すべきものと不採択すべきものがある場合は、一部採択ではないですが、一部採択ではないか、こういった選択肢もあるわけでございます。しかし、一部採択は数項目からなる請願で、幾つかの項目を採択すべきものと決定し、採択すべきものを除いた項目について委員会で結論が出ない場合に当てはまるものでございます。したがって、今回のように採択すべきものと不採択とすべきものに結論を得た場合は、項目ごとに採択、不採択の決定をします。ただし、数項目からなる請願が別項目として分けられない不利一体のものであれば、一部採択や、今回のような項目ごとの決定はできません。この請願の審査は請願が住民が

ら提出される具体的な要望であるという特殊性から願意を慎重に審査し、願意に賛成できる項目がある場合は採択の決定をすべきでありまして、請願者の立場に立った丁寧な方法と考えます。付託された事件の常任委員会における審査権は法によって与えられているもので、地方自治法109条でございます。委員会の権限として結果を報告するものであります。

なお、この内容につきましては、京都府町村議会議長会に確認をしております。よろしくご審議を賜り、ご承諾をいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（糸井満雄） ただいま委員長から報告を受けました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まず、1点目はですね、最後のページなんですけど、4の結果ですね、これを見ていますと、どうも話を聞いているとちょっと違うような気がするんです。2行目から以下の請願事項1、2、3については全員賛成でとありますが、全員賛成ではなかったんではありませんか。

議長（糸井満雄） 上山委員長。

文教厚生常任委員長（上山光正） すみません。ちょっと聞き漏らしましたので、お願いします。

7 番（伊藤幸男） 結果のところでですね、最後のところで。2行目、3行目になりますが、2行目いいですかね。以下の請願事項の1、2、3については全員賛成でとなっておりますが、これが賛成多数ではなかったんですか。私の聞いている感じではそう聞かせて……。

議長（糸井満雄） 上山委員長。

文教厚生常任委員長（上山光正） 委員会の中では1、2、3につきましては賛成と、それから反対と、交互の空気でありまして、どちらを取るという事態にはならなかったということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 一つはね、今の話でいうと疑問が残るのは一つ一つの項目について挙手が、表明をきちっとしたのかという点と、それからどうも審議の経過からすると当然、これは裁決方法としてどうするかという条件があったと思うんですよ、京都の方からのね、議長会からの、事務局からの指導も受けたみたいな話でしたから。そうすると単純に従来の慣習から言うたら裁決、こうなるんですけど、5項目あるんですから、一つ一つされたんではないかという、想像を僕しているんです。そこで今、やり方の問題ですね。条件は、どういう条件でされたのか、裁決されたのかという点の一つ疑問。それから、もう一つは今、文章上、全員賛成、私が聞いているんでは全員賛成ではなかったはずだと、こういうふうにおっしゃっているんですけど、どんなもんでしょうか。

議長（糸井満雄） 上山委員長。

文教厚生常任委員長（上山光正） ご指摘のとおり全員賛成ではございません。それで、1、2、3の項目につきましては、1項ずつ審議をさせていただいたんですが、どの項目もやはりどちらともとれない内容で、委員長としては手のおろし方がなかったという状態でございます。そして、時間のみが経過する中で、このままいきますとみなし採択になるという可能性も含めておまして、そこで、皆さんが英知を絞られて、そうなら、この5項目の項目の中で賛同ができる項目は、どの項目なんだということで皆さんとご相談をさせていただきました。その結果が今申し上げましたとおり1、2、3については全員で不採択ということになったわけでございます。

伊藤議員がおっしゃっておるのは全員賛成でという言葉だと思うんですけど、全員がよろしいと

ということで不採択とすべきものと、1、2、3につきましては、いうことでございます。以上です。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） いいようにとりましょう、表現をね。非常に苦労されたようですから。ともかく中身はそういうことだということなんで、よきにはからってください。大体わかりました。

もう1点はですね、ちょっと気になったのが、委員さんの、これは別に委員会の勸奨ではありませんが、ここの報告されているんでは、最後の方です。この請願事項は校長会が町に要望すべきであると考えられるということが一つですね。それから、校長会と教職員組合が一体化して請願すべきで、採択には反対であると、この二つの件に関して話を聞いていると、請願を出すのはふさわしくない。出すべきでないと、教職員組合は、のような発言があったと聞いているんです。それは若干、その場にいたわけではないですから、私自身が。やに聞いているわけで、そういう発言は、私はね、憲法で保障された請願権からも明らかに逸脱した発想があると、もう新しい時代のね、議員さんの発言とは思えないと、そんなことは実は言っていないだろうと思うんだけど、そこが私、気になったので、委員長にお伺いしておかなあかんかと、これはというように思いまして、新しい町なんで、紳士的な上山委員長のもとでされているんですから、そういうことないと思いますが、いかがですか。

議 長（糸井満雄） 上山委員長。

文教厚生常任委員長（上山光正） ただいま伊藤議員からのご質問ですが、ご推察のとおり、そういった不純な気持ちで請願を審査したり表現はされていなかったと、私は感じております。どなたから審議内容をお聞きになったのかわかりませんが、私が断言をいたします。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） いろいろご意見もありますが、思ってますけども、それは時間がないですし、後につかえますので終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

上山委員長、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

畠山議員。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

反対意見ございますか。

（「なし」の声あり）

賛成意見の発言を許します。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいまの請願、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・拡充を求める請願書に対する賛成討論を行います。

この請願は、未来を担う子供たちの健やかな成長を願って毎年行われております。ことしこの

請願に署名を寄せられた皆さんの数は700人を超えております。今、子供を取り巻く状況は大変厳しく、受験戦争の中でストレスを抱えての不登校、学びからの逃避、いじめ、いじめによる自殺など大きな社会問題となっています。町内におきましてもいじめは広く内在していると思われるべきでしょう。また、不況の波は家庭にも押し寄せ、お母さんが働きに出ないと家計を維持できないような状況も生まれております。

教育費の父母負担はますます重く、家計を圧迫するなど、教育費の問題は子供たちの健やかな成長を願う父母や教育関係者にとって緊急で切実な課題になっております。請願事項の一つ目、30人学級を求めるものですが、児童・生徒の減少で、もう既にでき上がっている学校もあるという意見もありましたが、今現に37人、40人もの生徒数のクラスにいる子供たちは、卒業するまでの間、その状況が続くのです。求められることは当然と思います。昔と今は違います。40人もの児童が教室に入っていたら授業参観に行っても後ろに立てないので廊下から見なければならぬと聞いたことがあります。

二つ目の教育予算の増額も必要です。これは去年の宮津市での話ですが、寒い冬にストーブをたきたいけれども、灯油がなくて子供たちはジャンパーを着て授業を受けたと、こういう話がありました。与謝野町では、このようなひどいことは起こっておりませんが、これは一つの例として出しているわけで、学校の図書室の本も予算がなければ買えません。今、岩滝小学校以外のすべての学校で図書が不足しております。岩滝小学校は寄贈図書が多いので100%を超えているということです。中学校では充足率が約50%余りと寂しい限りの状態です。教育予算を増額してほしいという、この願いの中には、このようなことも含まれているのだらうと考えております。

請願事項3の特別支援が必要な子供のための加配の充実、大切なことです。今年度の予算では、さらなる充実をしていただいておりますが、大切な請願事項であることにはわかりはありません。4と5は報告にありましたように採択すべきであり、委員の皆さんの理解が得られた結果だと思っております。このように請願事項1から5までの項目は、すべて大切なことであり、どれをとっても切実な願いだと思います。先生方が請願を出されることは生徒を大切に思う気持ちが強いためであり、教育を保障するために憲法26条にうたっている義務教育無償の原則に照らしても大変意義のあることだと考えます。本来ならば、全項目を採択すべきと考えますが、委員会での結果は請願事項4、5だけの採択ですので不十分だとは思いますが、委員会での結果を尊重いたしまして賛成するものでございます。

以上で、同請願に対する賛成討論とします。

議 長（糸井満雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第1号を採決します。

本請願については、請願が数項目からなっており、委員会は項目ごとに結論を出しています。請願事項の1項目、2項目、3項目については委員長の報告は不採択とすべきものです。請願事項の4項目、5項目に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決することに賛成を問いたいというふうに思っております。よろしゅうございますね。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長(糸井満雄) 起立多数でございます。

したがって、請願事項1項目、一人一人の子供を大切に教育の実現のため、町独自に30人学級の早期実現のための措置をしてください。

請願事項第2項目、教育条件の充実のため教育予算を増額し、教育費の保護者負担を軽減してください。

請願事項第3項目、特別支援が必要な子供のための加配教員の充実とともに町として教育相談や支援サポートができる体制や施設をつくってくださいます、不採択とすることに決定しました。

請願事項第4項目、校舎、体育館の耐震調査後の耐震改修を早期に実現してください。また、改修に当たっては、より豊かな教育施設が実現するように学校改築を進めてください。

請願事項第5項目、危険遊具の指定、撤去後の新たな遊具設置に早急に取り組んでくださいます、採択とすることに決定しました。

次に、日程第14 発議第1号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

(事務局長 朗読)

議長(糸井満雄) 提出議員の提案説明を求めます。

10番(赤松孝一) ただいまの発議第1号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬に関する条例の一部改正につきまして、報告申し上げます。

議長の方より提出者の指名を賜りましたので、まことに僭越ではございますが、提出をさせていただきます。

提案理由につきましては、今月25日の本会議終了後の全員協議会で、ここで協議された事項に基づいておりますので、改めて申すまでもございませんが、ご存じのように町の特別職、そして、一般職員の3%、5%というふうな給与削減の条例が可決されました。今回の行政改革大綱、大変厳しい数値を目標設定してございます。我々の議員歳費を5%削減したからといって、それがすぐさま反映するような金額ではございませんが、やはり精神的に職員も特別職も、そして、また議員も一丸となって与謝野町の健全財政の確立のために何らかの形で寄与したいという思いの一心でございます。基本的には今後、5年、10年先の与謝野町が健全な財政の中で、そして、明るい町民の暮らしができますことを、こいねがってのことでございます。特に議員の歳費という非常に厳しいものではございますが、ぜひとも全員協議会の中での皆様方のご意見のとおり提案はしてございますので、お手元の資料を見ていただきまして、ぜひともご賛同いただきますれば大変光栄に存じます。よろしく願いをいたします。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

提出議員の赤松議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、発議第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、発議第1号、与謝野町の特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第15 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題とします。
3 常任委員会から審査(調査)中の事件について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査(調査)の申出書は、議長に提出されております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。
以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了しました。
これをもちまして、第15回平成20年3月定例会を閉会します。

(閉会 午後5時53分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議 長

同 議 員

同 議 員